

官報号外

平成二十六年十一月十九日

○ 第百八十七回 参議院会議録第九号

平成二十六年十一月十九日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十六年十一月十九日

午前十時開議

第一 原子力損害の補完的な補償に関する条約
の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等
の支援に関する法律の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

第三 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第四 空家等対策の推進に関する特別措置法案
(衆議院提出)

第五 外国人漁業の規制に関する法律及び排他
的經濟水域における漁業等に関する主権的權
利の行使等に関する法律の一部を改正する法
律案(衆議院提出)

第六 犯罪による収益の移転防止に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第七 國際連合安全保障理事会決議第千二百六
十七号等を踏まえ我が國が実施する國際テロ
リストの財産の凍結等に関する特別措置法案
(内閣提出、衆議院送付)

平成二十六年十一月十九日 参議院会議録第九号

〔原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件 挿入に関する法律の一部を改正する法律案〕

〔北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支
援に関する法律の一部を改正する法律案〕

〔原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件 挿入に関する法律の一部を改正する法律案〕

〔片山さつき君登壇、拍手〕
○片山さつき君 ただいま議題となりました原子
力損害の補完的な補償に関する条約につきまし
て、外交防衛委員会における審査の経過と結果を
御報告申し上げます。

この条約は、原子力損害の賠償額を増加するた
めに締約国間で補完的な資金調達の制度を設ける
こと、原子力事故による原子力損害に関する訴え
の管轄権等について定めるものであります。

なお、この条約中の原子力施設及び少量の核物
質についての適用除外に関する規定等についてお
は、その内容に鑑み、留保を付すこととしてお
ります。

委員会におきましては、本条約の目的と締結の
意義、近隣諸国に対する加入の働きかけ、本条約
の原子力損害賠償額の妥当性、原子力事業者に対
する賠償責任集中の是非、裁判管轄権を事故発生
国に集中することによる影響、原子力の国際展開
との関係等について質疑が行わされましたが、その
詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、採決の結果、本件は多數をもつて承認
すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔中曾根弘文君登壇、拍手〕

○中曾根弘文君 ただいま議題となりました法律
案につきまして、北朝鮮による拉致問題等に関す
る特別委員会における審査の経過と結果を御報告
申し上げます。

本法律案は、拉致被害者等給付金について、現
在の受給者に対する支給期限が平成二十七年三月
に到来すること、北朝鮮による拉致被害者が今後退職
年齢に達する中で、長期間の拉致により貯蓄等が
十分でないこと、また、今後の新たな拉致被害者
の帰国に向けた準備に遺漏なきを期する必要があ
ること等に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老
後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生
活の確保に資する等のため、老齢給付金や配偶者
支援金、特別給付金の支給等の施策を講じようと
するものであります。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま
す。投票総数 二百三十七 賛成 一百七 反対 三十

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。
日程第一 原子力損害の補完的な補償に関する
条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送
付)を議題といたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

〔投票開始〕
○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

長片山さつき君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

外国人
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律案
空家等対策の推進に関する特別措置法案

→

委員会におきましては、提出者である衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○牧山ひろえ君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

反対 よって、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしま
す。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

○議長(山崎正昭君)　日程第四　空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしま
す。〔投票終了〕

長広田一君。

賛成 反対 よつて、本案は全会一致をもつて可決され
（） 二百三十九

〔広田一君登壇、拍手〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

本法律案は、適切な管理が実施をされていないない
空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活
環境に深刻な影響を与えていていることに鑑み、地域
と結果を御報告申し上げます。

○議長(山崎正昭君) 日程第五 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業

住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、
その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活
用を促進するため、国による基本指針の策定、市

部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたしました。

町村による空家等対策計画の策定、その他の空家等に関する施策を推進するためには必要な事項を定めようとするものであります。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○山田俊男君登壇、拍手）

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

投票總數
贊成
二百三十九
二百三十九

以上、
御報告申し上げます。（拍手）

官 報 (号外)

査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長江藤拓君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十七
○

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第六 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

日程第七 國際連合安全保険理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

(いづれも内閣提出 衆議院送付)
以上両案を一括して議題といたします。

島九州男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大島九州男君登壇、拍手〕

○大島九州男君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

まず、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定めようとするものであります。

次に、国際連合安全保険理事会決議第千二百六十号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案は、国際連合安全保険理事会決議第千二百六十七号等が国際的なテロリストの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するため国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、金融機関等と警察庁の連携に向けた取組、疑わしい取引に係る情報の警察庁における取扱い、公告国際テロリストの指定に際し誤認や恣意的な運用を防止する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十七
○

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第八 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長谷合正明君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔谷合正明君登壇、拍手〕

○谷合正明君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と

旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十三
五

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十八
五

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近におけるいわゆるリベンジボルノ等の私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名譽及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を处罚するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院総務委員長樹屋敬悟君から趣旨説明を聴取した後、リベンジボルノによる被害の防止のための教育・啓発活動、私事性的画像記録の定義、プロバイダー等による迅速な画像削除の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に對し附帯決議が付されておりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

二百三十九
五

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(山崎正昭君) これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対

五百三十一
五

よつて、両案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数
賛成
反対
一百三十七
一百三十六
一

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとともに、その建物の一部を取得し、一般財團法人日本遺族会に無償で貸し付けができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員盛山正仁君より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して小池晃委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年におけるいわゆる危険ドラッグの乱用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案は、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案は、第百八十六回国会において衆議院から提出され、本院において継続審査となっていたものであります。その内容は、一般財團法人日本遺族会に無償で

め、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されています。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたします。

まず、財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

投票総数

賛成

反対

二百三十九
二百二十四
十五

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔丸川珠代君登壇、拍手〕

○丸川珠代君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
二百三十八
一百三十九
一

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（山崎正昭君） 日程第二二 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長島尻安伊子君。

○議長（山崎正昭君） 日程第二二 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。環境委員長島尻安伊子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

〔島尻安伊子君登壇、拍手〕

○島尻安伊子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案

は、第百八十六回国会において衆議院から提出され、本院において継続審査となっていたものであります。

その内容は、一般財團法人日本遺族会に無償で

貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができるとして、その建物の一部を取扱い、一般財團法人日本遺族会に無償で貸し付けができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されています。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（山崎正昭君）これより採決をいたします。

まず、財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本法律案は、福島県内の放射性物質に汚染された土壤や廃棄物を貯蔵する中間貯蔵施設に関する法律の責務を規定し、その中核として、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するため必要な措置を講ずる旨を明記するとともに

日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境

官 報 (号 外)

事業安全株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講じようとするものでございます。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、輸送や中間貯蔵における安全対策、最終処分に向けた取組等について質疑が行わされました。その詳細は会議録によつて御承知願ひます。

事業安全株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講じようとするものでござります。

○議長（山崎正昭君） 日程第一三 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出 衆議院送付）を議題といたします。

○議長(山崎昭祐君) 日程第一二 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長佐藤ゆかり君。

○議長(山崎正昭君)　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕

○議長（山崎正昭君）投票の結果を報告いたしま
す。

〔投票開始〕

○議長（山崎正昭君）投票ボタンをお押し願います。

賛成	投票総数
二百三十八	二百三十八

○議長(山崎正昭君)	間もなく投票を終了いたしました。
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君)	投票の結果を報告いたしました。
投票総数	二百三十八
賛成	一百三十八
反対	〇
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。	(拍手)
た。(拍手)	た。

○本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成	反対
二百三十八	二百三十八

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
た。(拍手)

「投票者氏名は本号末尾に掲載」

○議長(山崎正昭君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数	賛成	反対
二百三十八	一百三十九	二百三十八

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

○議長(山崎正昭君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	賛成	反対
二百三十八	二百三十八	〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

○議長(山崎正昭君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十八
賛成	一百三十八
反対	二十
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。	（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

出席者は左のとおり。



○議長(山崎正昭君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数 二百三十八
賛成 二百三十九
反対 一
賛成 よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十三分散会

出席者は左のとおり。
議長 山崎 正昭君
副議長 輿石 東君

○議長(山崎正昭君)　間もなく投票を終了いたしました。 ——これにて投票を終了いたしました。
〔投票終了〕
○議長(山崎正昭君)　投票の結果を報告いたしました。
投票総数　二百三十八
賛成　二百三十八
反対　一
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。 た。(拍手)
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
○議長(山崎正昭君)　本日はこれにて散会いたしました。
午前十時三十三分散会
出席者は左のとおり。
議員　清水貴之君　石川博崇君
副議長　又市征治君　竹谷とし子君
議長　山崎正昭君　東君
副議長　輿石東君

議員	出席者は左のとおり。	○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。	○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。(拍手)
清水 貴之君	議長	山崎 正昭君	投票総数
石川 博崇君	副議長	奥石 東君	賛成 二百三十八
東 徹君			反対 二百三十八
吉田 忠智君			棄権
			○議長(山崎正昭君) 〔投票終了〕
			す。
			〔投票開始〕
			○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。
			ます。――これにて投票を終了いたしました。
			○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。
			(拍手)
			よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。
			た。(拍手)
			〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕
			午前十時三十三分散会

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたしました。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたしました。	
投票総数	二百三十八
賛成	二百三十九
反対	一
よって、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたしました。	
午前十時三十三分散会	
出席者は左のとおり。	
議員	議長 山崎 正昭君
石川 清水 貴之君	副議長 又市 征治君
東川 博崇君	東君 輿石
河野 徹君	竹谷 とし子君
義博君	吉田 忠智君
健史君	佐々木さやか君
藤巻 福島みづほ君	福島みづほ君

<p>○議長（山崎正昭君）　間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたしました。</p> <p>〔投票終了〕</p>
<p>○議長（山崎正昭君）　投票の結果を報告いたしました。</p>
<p>投票総数 賛成 反対 よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）</p>
<p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p>
<p>出席者は左のとおり。</p>
<p>午前十時三十三分散会</p>
<p>○議長（山崎正昭君）　本日はこれにて散会いたしました。</p>
<p>議員</p>
<p>清水　貴之君 石川　博崇君 東　　徹君 河野　義博君 藤巻　健史君 矢倉　克夫君 堀井　義君</p>
<p>議長 副議長</p>
<p>山崎　正昭君 東君 竹谷　とし子君 吉田　忠智君 佐々木さやか君 福島みづほ君 杉　　久武君 光男君</p>
<p>又市　征治君 東君 吉田　忠智君 佐々木さやか君 福島みづほ君 杉　　久武君 光男君</p>

○議長(山崎正昭君) 時間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。	
〔投票終了〕	
○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。	
投票総数	二百三十八
賛成	二百三十八
反対	〇
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	
出席者は左のとおり。	
午前十時三十三分散会	
↓	
議員	
清水 貴之君	又市 征治君
石川 博崇君	竹谷 とし子君
東 徹君	吉田 忠智君
河野 義博君	佐々木さやか君
藤巻 健史君	福島みづほ君
矢倉 克夫君	久武君
堀井 巖君	光男君
横山 儀間	公造君
信一君	秋野 大乍君
新妻 秀規君	平木

<p>○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p>																														
<p>投票総数</p>																														
<p>賛成</p>																														
<p>反対</p>																														
<p>よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。 〔拍手〕</p>																														
<p>○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。</p>																														
<p>午前十時三十三分散会</p>																														
<p>出席者は左のとおり。</p>																														
<p>議員</p>																														
<table border="0"> <tr> <td>清水</td> <td>貴之君</td> </tr> <tr> <td>石川</td> <td>博崇君</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>徹君</td> </tr> <tr> <td>河野</td> <td>義博君</td> </tr> <tr> <td>藤巻</td> <td>健史君</td> </tr> <tr> <td>矢倉</td> <td>克夫君</td> </tr> <tr> <td>堀井</td> <td>巖君</td> </tr> <tr> <td>横山</td> <td>又市</td> </tr> <tr> <td>新妻</td> <td>征治君</td> </tr> <tr> <td>中西</td> <td>竹谷とし子君</td> </tr> <tr> <td>柴田</td> <td>吉田忠智君</td> </tr> <tr> <td>祐介君</td> <td>佐々木さやか君</td> </tr> <tr> <td>巧君</td> <td>福島みづほ君</td> </tr> <tr> <td>真山</td> <td>杉久武君</td> </tr> <tr> <td>勇君</td> <td>儀間光男君</td> </tr> </table>	清水	貴之君	石川	博崇君	東	徹君	河野	義博君	藤巻	健史君	矢倉	克夫君	堀井	巖君	横山	又市	新妻	征治君	中西	竹谷とし子君	柴田	吉田忠智君	祐介君	佐々木さやか君	巧君	福島みづほ君	真山	杉久武君	勇君	儀間光男君
清水	貴之君																													
石川	博崇君																													
東	徹君																													
河野	義博君																													
藤巻	健史君																													
矢倉	克夫君																													
堀井	巖君																													
横山	又市																													
新妻	征治君																													
中西	竹谷とし子君																													
柴田	吉田忠智君																													
祐介君	佐々木さやか君																													
巧君	福島みづほ君																													
真山	杉久武君																													
勇君	儀間光男君																													
<p>議長</p>																														
<table border="0"> <tr> <td>山崎</td> <td>正昭君</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>君</td> </tr> </table>	山崎	正昭君	東	君																										
山崎	正昭君																													
東	君																													
<p>副議長</p>																														
<table border="0"> <tr> <td>山崎</td> <td>正昭君</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>君</td> </tr> </table>	山崎	正昭君	東	君																										
山崎	正昭君																													
東	君																													
<p>議員</p>																														
<table border="0"> <tr> <td>山崎</td> <td>正昭君</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>君</td> </tr> </table>	山崎	正昭君	東	君																										
山崎	正昭君																													
東	君																													

○議長(山崎正昭君)	投票の結果を報告いたしました。
○議長(山崎正昭君)	投票の結果を報告いたしました。
投票開始	間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。
投票終了	投票の結果を報告いたしました。
投票総数	二百三十八
賛成	二百三十八
反対	一票
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	
出席者は左のとおり。	
議員	議長 山崎 正昭君
石川 清水 貴之君	副議長 又市 征治君
東 博崇君	東君
河野 徹君	吉田 竹谷とし子君
藤巻 義博君	忠智君
矢倉 健史君	佐々木さやか君
堀井 克夫君	福島みづほ君
横山 信一君	杉 久武君
中西 秀規君	光男君
柴田 新妻	儀間 公造君
柴田 中原 平木 大作君	秋野 大作君
柴田 巧君	中原 久武君
真山 勇一君	大作君

若松	山本	山本	山本	山本	山本	山本	山本	谷合	上野	小野	次郎君	通子君	正明君		
磯崎	川田	浜田	長沢	衛藤	片山虎之助君	寺田	西田	宮沢	赤池	高階恵美子君	大家敏志君	山口那津男君	仁彦君		
博司君	龍平君	昌良君	廣明君	昇一君	典城君	実仁君	洋一君	誠章君	敏志君	誠章君	敏志君	那津男君	謙維君		
若	山崎	岸	岡田	中川	金子原	愛知	岡田	小泉	丸山	森	牧野たかお君	渡辺	猛之君		
松	宏一君	力君	二郎君	雅治君	二郎君	治郎君	廣君	昭男君	和也君	まさこ君	正弘君	政人君	潔君	誠君	
谷	鶴保	武見	脇	有村	未松	野村	二之湯	北川イッセイ君	丸川	石井	石井	若林	三原じゅん子君	馬場	
合	庸介君	敬三君	雅史君	信介君	哲郎君	治子君	智君	珠代君	俊男君	昌宏君	健太君	巧君	成志君	岳君	
谷	鶴保	武見	脇	有村	未松	野村	二之湯	北川イッセイ君	丸川	石井	石井	若林	三原じゅん子君	馬場	岳君
合	庸介君	敬三君	雅史君	信介君	哲郎君	治子君	智君	珠代君	俊男君	昌宏君	健太君	巧君	成志君	岳君	岳君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任 補欠 関口 昌一君 大沼みづほ君 磯崎 陽輔君

行田 邦子君 岩井 茂樹君 堀井 巍君

山下 芳生君 佐藤ゆかり君 喜史君

市田 忠義君 牧山ひろえ君 相原久美子君

松沢 成文君 大島九州男君 佐藤ゆかり君

望月 義夫君 風間 直樹君 林 久美子君

太田 昭宏君 太田 俊一君 尾立 源幸君

西川 公也君 白 真熙君

塩崎 恒夫君 渡邊 了君 美樹君

岸田 文雄君 亮子君

高市 早苗君

農林水産大臣 厚生労働大臣

国土交通大臣 環境大臣

内閣府特命大臣 国務大臣

国家公安委員会 委員長

農業委員会

漁業委員会

森林委員会

水産委員会

経済産業委員会

外交防衛委員会

法務委員会

議長の報告事項

去る十四日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

総務委員

総務委員

総務委員

総務委員

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員
辞任 補欠 関口 昌一君 大沼みづほ君 磯崎 陽輔君

三木 亨君 堀井 巍君

渡辺 猛之君 喜史君

直嶋 正行君 浜野 喜史君

山下 芳生君 三原じゅん子君

仁比 聰平君 羽生田 俊君

高野光二郎君 高野光二郎君

安井美沙子君 安井美沙子君

寺田 典城君 求君

高野光二郎君 辻田 伸吾君

山田 太郎君 房江君

寺田 太郎君 房江君

高野光二郎君 房江君

山田 太郎君 房江君

消費者問題に関する特別委員 辞任 金子原二郎君 山本 香苗君 安井美沙子君

前田 治子君 江島 潔君 吉田 博美君 仁比 聰平君

水野 賢一君 北澤 小池 前田 武志君 太田 房江君 吉田 博美君 仁比 聰平君

吉田 博美君 有村 治子君 江島 潔君 吉田 博美君 仁比 聰平君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

理事 未松 信介君 (岡田直樹君の補欠)

官報 (号外)

同日議員から次の議案が提出された。 特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案(小池晃君外三名登議) (参第三号) 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外一名登議) (参第四号)	北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長提出) (衆第八号)
児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(斎藤嘉隆君外八名登議) (参第五号) 高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案(斎藤嘉隆君外二名登議) (参第六号)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(一)(厚生労働委員長提出) (衆第一〇号) 空家等対策の推進に関する特別措置法案(国土交通委員長提出) (衆第一一号)
歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外四名登議) (参第七号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を消費者問題に関する特別委員会に付託した。 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)
同日衆議院から次の議案が提出された。 空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆第一一号)	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 災害対策基本法の一部を改正する法律案
同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九号)	公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)	同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受け領した。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案
北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)	同日衆議院から、本院の送付した次の衆議院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に付託された。	社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出、本院継続審査)の通知書を受領した。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。	薬事法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外十一名提出)
同日議員から次の質問主意書が提出された。 いわゆる「女性活躍推進政策」と我が国における性差別に関する質問主意書(山本太郎君提出) (参第七六号)	
同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律」に関する質問に対する答弁書(第五四号) 参議院議員渡辺美知太郎君提出放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問に対する答弁書(第五五号) 参議院議員浜田和幸君提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対する答弁書(第五六号) 参議院議員浜田和幸君提出拉致被害者救出に関する質問に対する答弁書(第五七号) 参議院議員浜田和幸君提出「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問に対する答弁書(第五八号) 参議院議員浜田和幸君提出公有水面埋立法の運用に関する質問に対する答弁書(第五九号) 同日内閣から次の報告書を受領した。 第百八十六回国会参議院において採択された請願の処理経過	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 災害対策基本法の一部を改正する法律	
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	
大沼みづほ君 堀井 嶽君 浜野 喜史君 関口 昌一君 渡辺 猛之君 直嶋 正行君	
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に付託された。	
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律	
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出、本院継続審査)の通知書を受領した。	
同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。	
薬事法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外十一名提出)	
同日議員から次の質問主意書が提出された。 いわゆる「女性活躍推進政策」と我が国における性差別に関する質問主意書(山本太郎君提出) (参第七六号)	
同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律」に関する質問に対する答弁書(第五四号) 参議院議員渡辺美知太郎君提出放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問に対する答弁書(第五五号) 参議院議員浜田和幸君提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対する答弁書(第五六号) 参議院議員浜田和幸君提出「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問に対する答弁書(第五七号) 参議院議員浜田和幸君提出公有水面埋立法の運用に関する質問に対する答弁書(第五九号) 同日内閣から次の報告書を受領した。 第百八十六回国会参議院において採択された請願の処理経過	
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 災害対策基本法の一部を改正する法律	
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員	
大沼みづほ君 堀井 嶽君 浜野 喜史君 関口 昌一君 渡辺 猛之君 直嶋 正行君	
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に付託された。	
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律	
社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆議院提出、本院継続審査)の通知書を受領した。	
同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。	
薬事法の一部を改正する法律案(井坂信彦君外十一名提出)	

一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

総務委員 辞任 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

補欠 世耕 弘成君 井原 巧君 楠野 蓮 力君 井原 巧君

消費者問題に関する特別委員会 辞任	石井みどり君 高野光二郎君 三木 亨君 徳永 エリ君 那谷屋正義君 安井美沙子君 杉 久武君 倉林 明子君	補欠 舞立 昇治君 金子原二郎君 上月 良祐君 野田 國義君 斎藤 嘉隆君 加藤 敏幸君 山本 香苗君 大門実紀史君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第十七号) 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)
地方創生に関する特別委員会 辞任	三宅 伸吾君 松沢 成文君 小野 次郎君 アントニオ猪木君	補欠 吉田 博美君 山田 太郎君 寺田 典城君 江口 克彦君	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四号) 経済産業委員会に付託
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 理事 北村 経夫君 (三原じゅん子君の補欠)	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。 特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案(小池晃君外三名発議) 国との財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(尾立源幸君外一名発議)	同日議長は、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第八一號) 母子家庭等自立支援給付金事業及び病児保育に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八二號) 九電川内原発を始めとした我が国の運転停止中の原発再稼働に係る「安全」及び原発事故発生後の原発再稼働に係る「責任」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八三號)	安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第八一號) 母子家庭等自立支援給付金事業及び病児保育に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八二號) 九電川内原発を始めとした我が国の運転停止中の原発再稼働に係る「安全」及び原発事故発生後の原発再稼働に係る「責任」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八三號)
消費者問題に関する特別委員会 理事 佐々木さやか君 (河野義博君の補欠)	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 特定土砂等の管理、土地の掘削等の規制等に関する法律案(足立康史君外三名提出)(衆第一二号)	同日議長は、次の衆議院提出案を国土交通委員会に付託した。 空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆第一一号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第十七号) 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)
日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二号) 新サービス貿易協定(TiSA)交渉への日本国政府の参加に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第七三号) J.R北海道の安全問題、ローカル線問題及び二二ア中央新幹線に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七四号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。 自衛隊施設に隣接する土地の現況についての調査結果の公表等に関する質問主意書(藤末健二君提出)(第七七号) 「従軍慰安婦」問題に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第七八号) ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第七九号) 自衛隊による住民基本台帳閲覧及び個人情報の収集に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第八〇号)	同日議長は、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第八一號) 母子家庭等自立支援給付金事業及び病児保育に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八二號) 九電川内原発を始めとした我が国の運転停止中の原発再稼働に係る「安全」及び原発事故発生後の原発再稼働に係る「責任」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八三號)	昨十八日議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員
日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二号) 新サービス貿易協定(TiSA)交渉への日本国政府の参加に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第七三号) J.R北海道の安全問題、ローカル線問題及び二二ア中央新幹線に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七四号)	同日議員から次の質問主意書が提出された。 自衛隊施設に隣接する土地の現況についての調査結果の公表等に関する質問主意書(藤末健二君提出)(第七七号) 「従軍慰安婦」問題に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第七八号) ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第七九号) 自衛隊による住民基本台帳閲覧及び個人情報の収集に関する質問主意書(福島みづほ君提出)(第八〇号)	同日議長は、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第八一號) 母子家庭等自立支援給付金事業及び病児保育に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八二號) 九電川内原発を始めとした我が国の運転停止中の原発再稼働に係る「安全」及び原発事故発生後の原発再稼働に係る「責任」に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八三號)	昨十八日議長において、次とおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員
外交防衛委員会 辞任	佐藤ゆかり君 松山 政司君 吉田 博美君 福山 哲郎君 新妻 秀規君	補欠 豊田 俊郎君 堀内 恒夫君 山下 雄平君 金子 洋一君 穂川 博崇君	日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七二号) 新サービス貿易協定(TiSA)交渉への日本国政府の参加に関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第七三号) J.R北海道の安全問題、ローカル線問題及び二二ア中央新幹線に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第七四号)

官報 (号外)

財政金融委員 辞任	石田 昌宏君	補欠	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
中川 雅治君	中川 雅治君	北村 経夫君	北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員
蓮 良君	蓮 良君	平木 大作君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
文教科学委員 辞任	堀内 新妻	吉田 博美君	平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書
厚生労働委員 辞任	恒夫君	久武君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
島田 秀規君	島田 三郎君	上月 良祐君	平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
農林水産委員 辞任	柳田 稔君	舞立 昇治君	平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
経済産業委員 辞任	山田 太郎君	酒井 康行君	平成二十五年度国有財産の無償貸付に関する法律案(衆第一七号)審査報告書
豊田 俊郎君	江田 五月君	吉良 よし子君	財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十六回国会衆第四五号)審査報告書
渡邊 美樹君	渡辺美知太郎君	山下 芳生君	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆第一七号)審査報告書
佐藤ゆかり君	佐藤ゆかり君	中山 恭子君	医薬品 医療機器等の品質 有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第九号)審査報告書
世耕 弘成君	山崎 力君	(島田三郎君の補欠)	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書
農林水産委員会 理事 島田 修路君	理事 山田 修路君	(山田修路君の補欠)	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書
國土交通委員 理事 德永 工り君	理事 德永 工り君	(柳田稔君の補欠)	原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求める件(閣案第二号)審査報告書
大野 泰正君	理事 紙智子君	(紙智子君の補欠)	ハニセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)審査報告書
酒井 庸行君	理事 滝波 宏文君	(滝波宏文君の補欠)	不當景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第二五号)審査報告書
山下 雄平君	理事 宮本 周司君	(宮本周司君の補欠)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
金子 洋一君	理事 江島 潔君	(江島潔君の補欠)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
環境委員 理事 福山 哲郎君	理事 宮本 周司君	(宮本周司君の補欠)	同日議員から次の質問主意書が提出された。
予算委員 辞任 堂故 茂君	補欠 長峯 石田 昌宏君	同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案とテロリスト対策の強化に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八四号)
予算委員 辞任 中川 雅治君	補欠 岡田 直樹君	同日委員長から次の報告書が提出された。	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案及びJESCOによるP.C.B.廃棄物処理に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八五号)
議院運営委員 辞任 岡田 直樹君	補欠 高野光 二郎君	同日衆議院から次の報告書が提出された。	特定秘密保護法に関する質問主意書(山本太郎君提出)(第八六号)
外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)	農林水産委員会に付託	外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書	与那国島への自衛隊レーダー施設の設置による健康新聞に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第八七号)

日米防衛協力のための指針の見直しについての
中間報告に関する質問主意書(浜田和幸君提出)

(第八八号)

平成二十六年十一月の「日中関係の改善に向けた話し合い」に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八九号)

日本芸術院及び公益社団法人日展の改革の進展に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第九〇号)

環太平洋パートナーシップ(TPP)協定における著作権の取扱いに関する質問主意書(山田太郎君提出)(第九一号)

川内原発火山審査に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第九二号)

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による、福島県以外の放射性物質汚染地域の健康調査に関する質問主意書(福島みずほ君提出)

(第九三号)

自殺した自衛隊員の遺族に対する支援に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九四号)

年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する再質問主意書(櫻井充君提出)(第九五号)

IOC総会における安倍総理の発言に関する再質問主意書(櫻井充君提出)(第九六号)

フレドバンクの国内における普及に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九七号)

燃油価格高騰の漁業への影響の軽減等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第九八号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍基地において感染症が発生した際の情報交換に関する質問に対する答弁書(第六〇号)

参議院議員山本太郎君提出雇用保険給付の一部について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問に対する答弁書(第六一号)

参議院議員福島みずほ君提出米軍機の日本国内での空域使用と特定秘密保護法該当の当否に関する質問に対する答弁書(第六二号)

参議院議員福島みずほ君提出リニア中央新幹線工事に伴う環境影響回避策に関する質問に対する答弁書(第六三号)

参議院議員福島みずほ君提出川内原発の避難計画に関する質問に対する答弁書(第六四号)

参議院議員浜田和幸君提出海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問に対する答弁書(第六五号)

参議院議員吉田忠智君提出循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明に関する質問に対する答弁書(第六六号)

同日内閣から、国の債権の管理等に関する法律第四十条の規定による平成二十五年度国債の現額総報告を受領した。

同日内閣から、物品管理法第三十八条の規定による平成二十五年度物品増減及び現在額総報告を受領した。

参議院議長 山崎 正昭殿 外交防衛委員長 片山さつき

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、原子力損害の賠償額を増加するためには、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けること、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権等について定めるものである。

我が国が、この条約中の原子力施設及び少量の核物質についての適用除外に関する規定並びに原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、又は原子力施設に送付される核物質に係る原子力事故により生ずる原子力損害及び原子力施設と同一の敷地にある財産に生ずる原子力損害についての事業者の責任に関する規定について所要の留保を付してこの条約を締結し、その早期発効に寄与することは、原子力損害についての世界的な責任制度の構築に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

原子力損害の補完的な補償に関する条約に関する日本政府の留保

一、日本国は、原子力損害の補完的な補償に関する条約を実施するに当たり、条約第三条に基づく約束を及ぼさないことを条件として、

原子力事故による原子力損害に関する訴えについて、条約の規定により我が国の裁判所が管轄権を有する場合において、我が国の事業者が当該原子力損害についての責任を負うときは、次

の権利を留保する。

別紙

原子力損害の補完的な補償に関する条約に関する日本政府の留保

締結について承認を求める件

原子力損害の補完的な補償に関する条約を、別紙の留保をして締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求める件

紙の留保をして締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力損害の補完的な賠償に関する条約

締約国は、

原子力損害についての民事責任に関するウイーン条約及び原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約並びにこれらの条約の原則に適合する原子力損害の賠償又は補償に関する国内法令が定める措置の重要性を認識し、

原子力損害の賠償又は補償の額を増加することを目的として、当該措置を補完し、及び拡充するための世

界的な責任制度を設けることを希望し、

さらに、当該世界的な責任制度が、国際的な連携及び連帯の原則に従つて、原子力の安全の水準を更に向上させる地域的及び世界的な協力を奨励するであるうことを認識して、

第一章 総則

第一条 定義

この条約の適用上、

- (a) 「ウイーン条約」とは、一千九百六十三年五月二十一日の原子力損害についての民事責任に関するウイーン条約（同条約の改正であつて、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。）をいう。
- (b) 「パリ条約」とは、一千九百六十年七月二十九日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約（同条約の改正であつて、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。）をい
- (c) 「特別引出権」（以下「SDR」という。）とは、国際通貨基金の定める計算単位であつて、同基金がその操作及び取引のために使用するものをいう。
- (d) 「原子炉」とは、核燃料を収納する構造物であつて、中性子源を追加する」となく自己維持的な核分裂の連鎖の過程が内部で起り得る仕組みのものをいう。
- (e) 原子力施設について「施設国」とは、当該原子力施設が自国の領域内に所在する締約国をいい、当該原子力施設がいずれの国の領域内にも所在しない場合には、当該原子力施設の事業を行う締約国又は当該原子力施設の事業が自国の権限の下で行われる締約国をいう。
- (f) 「原子力損害」とは、(i)及び(ii)に掲げる損害並びに権限のある裁判所が属する国の法令によりその範囲が決定される間から(v)までに掲げる損害をいう。この場合において、(i)から(v)まで及び(vi)に掲げる損害については、原子力施設内部の放射線源、原子力施設内の核燃料、放射性生成物若しくは放射性廃棄物又は原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、若しくは原子力施設に送付される核物質から放出される電離放射線により生じ、又は起因するもの（当該損害が、それらの物の放射性により生じたか、それらの物の放射性とそれらの物の有毒性、爆発性その他の有害性との組合せにより生じたかを問わない。）に限る。
- (i) 人の死亡又は人的な損害
- (ii) 財産の滅失又は損傷
- (iii) (i)又は(ii)に掲げる損害から生ずる経済的損失。ただし、(i)又は(ii)に掲げる損害に関して請求権を有する者が受けたものについては、(i)又は(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。
- (iv) 環境の悪化（重大でないものを除く。）に対する回復措置の費用。ただし、実際にとられた措置又はとられる措置の費用であつて、(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。
- (v) 環境の利用又は享受に係る経済的利益から生ずる収入の喪失であつて、その環境の重大な悪化の結果として生ずるもの。ただし、(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。
- (vi) 防止措置の費用及び防止措置により生ずる損害
- (vii) その他経済的損失。ただし、環境の悪化によるものを除き、権限のある裁判所が属する国の民事責任に関する一般法により認められるものに限る。
- (g) 「回復措置」とは、措置がとられる国の権限のある当局により承認された合理的な措置であつて、損害を受け、若しくは破壊された環境の構成要素を回復し、若しくは修復すること又は合理的な場合には当該構成要素に相当するものを環境に導入することを目的とするものをいう。当該合理的な措置をとることができる者については、損害が生じた国の法令により定める。
- (h) 「防止措置」とは、(f)(i)から(v)まで又は(vi)に掲げる損害を防止し、又は最小限にするため、原子力事故が生じた後にいざれかの者によりとられる合理的な措置をいう。ただし、当該合理的な措置がとられる国の法令により必要とされる権限のある当局の承認を条件とする。
- (i) 「原子力事故」とは、一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、原子力損害を生じさせ

せるもの又は防止措置のみに關しては原子力損害をもたらす重大かつ急迫の脅威を生じさせるものをいう。

- (j) 「原子力設備容量」とは、各締約国について、第四条2に規定する計算式により得られる単位数の合計をいい、「熱出力」とは、権限のある国内当局により認可された最大熱出力をいう。
- (k) 「権限のある裁判所が属する国の法令」とは、この条約に従い管轄権を有する裁判所が属する国の法令（法の抵触に關する規則を含む。）をいう。

- (l) 「合理的な措置」とは、権限のある裁判所が属する国の法令の下で、次に掲げる事情その他の全ての事情について考慮した場合において、適切かつ相応と認められる措置をいう。
- (i) 生じた損害の性質及び程度。防止措置の場合には、損害の危険性の性質及び程度
- (ii) 措置がとられる時点において予想される当該措置の有効性の程度
- (iii) 関連する科学的及び技術的な知見

第二条 目的及び適用

- 1 この条約は、次に掲げる国内法令により設けられる賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。

- (a) 前条(a)及び(b)に定義する条約のいずれかを実施する国内法令
- (b) この条約の附屬書の規定に適合する国内法令

- 2 この条約の制度は、締約国の領域内に所在し、かつ、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が前条に定義する条約のいずれか又は1(b)に規定する国内法令の下で責任を負う原子力損害に適用する。
- 3 1(b)に規定する附屬書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二章 賠償又は補償

第三条 約束

- 1 一の原子力事故当たりの原子力損害に關する賠償又は補償は、次に掲げる措置により確保される。
- (a) 施設国は、三億SDR若しくはこれよりも高い特定の金額であつて原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの又は(ii)の規定に基づき暫定的に設定する金額を利用可能とすることを確保する。
- (ii) 締約国は、この条約が署名のために開放された日から最長十年の間については、その期間内に生ずる。

る原子力事故に關し、一億五千万SDR以上の金額を暫定的に設定ができる。

- (b) (a)の規定に従つて利用可能とされる金額に加え、締約国は、次条に規定する計算式に従つて算定される公的資金の金額を利用可能とする。

- 2 (a) 1(a)の規定に基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所又は居所による差別なく、かつ、公平に分配される。ただし、施設国の法令において、原子力に關する責任に係る他の条約に基づく当該施設の義務に従うことを条件として、非締約国において生じた原子力損害を対象から除外することができる。

- 3 (b) 1(b)の規定に基づく原子力損害の賠償は、第五条及び第十二条1(b)の規定に従うことを条件として、国籍、住所又は居所による差別なく、かつ、公平に分配される。
- 4 原子力損害の賠償又は補償の請求の訴えにおいて裁判所が裁定する利息及び費用は、1(a)及び(b)の規定に従つて提供される金額に加えて、責任を負う事業者、当該事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国及びその他の締約国が1(a)及び(b)の規定に従つて支払う実際の拠出金の金額にそれぞれ比例して、それらにより共同で支払われる。

第四条 拠出金の計算

- 1 締約国が前条1(b)に規定する公的資金を利用可能とするための拠出金の計算式については、次のとおりとする。

- 1 締約国が前条1(b)に規定する公的資金を利用可能とするための拠出金の計算式については、次のとおりとする。
- (a) (i) 自国の原子力設備容量に原子力設備容量1単位当たり三百SDRを乗じて得られる金額
- (ii) 原子力事故が生じた年の前年に決定された自国の国際連合の分担率と全ての締約国の当該分担率の合計との比率を(i)の規定に従つて全ての締約国について計算して得られる金額の合計の十パーセントに相当する金額に乗じて算定される金額
- (b) (c) の規定が適用される場合を除くほか、各締約国の拠出金は、(a)(i)及び(ii)に規定する金額の合計とする。ただし、国際連合の最低限度の分担率が適用される国であつて、原子炉を保有していないものは、拠出することを要求されない。
- (c) 施設国以外の締約国に対しても(b)の規定に従つて請求され得る一の原子力事故当たりの拠出金の最高額

は、(b)の規定に従つて算定される全ての締約国の拠出金の合計に当該締約国に係る特定の百分率を乗じた金額を超えないものとする。個々の締約国に係る当該特定の百分率は、百分率で表示される当該締約国の国際連合の分担率に百分の人を加えたものとする。事故が生じた時点におけるこの条約の締約国の原子力設備容量の合計が六十二万五千単位以上である場合には、当該特定の百分率は、百分の一増加する。当該特定の百分率は、原子力設備容量の合計が六十二万五千単位を超えて七万五千単位増加するごとに追加的に百分の一増加する。

- 2 1に規定する計算式においては、締約国の領域内に所在する原子炉について熱出力一メガワットを一単位とするものとし、第八条の規定に従つて作成され、及び更新される一覧表に原子力事故の日に記載されている原子炉の熱出力に基づいて算定するものとする。
- 3 拠出金の算定に当たっては、原子炉は、核燃料要素が最初に当該原子炉に装荷された日から考慮の対象とする。原子炉は、全ての燃料要素が当該原子炉の炉心から永久に除去され、かつ、承認された手続に従つて安全に貯蔵された時に当該算定から除外する。

第五条 地理的な適用範囲

- 1 第三条1(b)に規定する資金は、締約国の裁判所が第十三条の規定に従つて管轄権を有することを条件として、次に掲げる原子力損害に使用する。

- (a) 締約国の領域内において生ずる原子力損害
- (b) 締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる原子力損害 (c) 条約の締約国でない国の領海又はその上空で生ずる損害を除く。) であつて、次に掲げるもの

- (i) 締約国が旗国とする船舶内において生じ、若しくは当該船舶が受ける原子力損害、締約国の領域で登録された航空機内において生じ、若しくは当該航空機が受ける原子力損害又は締約国の管轄の下にある人工島、施設若しくは構築物において生じ、若しくはこれらが受ける原子力損害
- (ii) 締約国の国民が受ける原子力損害

- (c) 締約国の排他的經濟水域若しくはその上空又は締約国の大陸棚において、当該排他的經濟水域又は当該大陸棚の天然資源の開発又は探査に関連して生ずる原子力損害

- 2 いすれの署名国又は加入国も、この条約への署名若しくは加入の際又は批准書の寄託の際に、1(b)(ii)の規定の適用上、自國の領域内に常居所を有すると自國の国内法令の下で認められる個人又はそのうちの一

定の範囲の者を自國の国民とみなすことを宣言することができる。

- 3 この条において「締約国の国民」とは、締約国若しくはその行政区画又は組合若しくは公私の中体（締約国の領域において設立されたものに限り、法人であるかどうかを問わない。）を含むものとする。

第三章 换算的な資金調達の制度

第六条 原子力損害の通報

締約国が他の国際的な合意に従つて負う義務に影響を及ぼすことなく、自國の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条1(a)の規定に従つて利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、同条1(b)の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。これに関連し、締約国は、締約国間の手続を定め、全ての必要な措置を遅滞なくとるものとする。

第七条 資金の要請

- 1 第十条3の規定が適用される場合を除くほか、自國の裁判所が管轄権を有する締約国は、前条に規定する通報の後、第三条1(b)の規定に従つて必要とされる公的資金が実際に必要となる限度で、かつ、当該公的資金が実際に必要となる時に、他の締約国に対し当該公的資金を利用可能とすることを要請する。その要請を行つた締約国は、当該公的資金を使用する排他的権限を有する。

- 2 締約国は、通貨又は送金に関する現行又は将来の規則にかかわらず、第三条1(b)の規定に従つて提供される拠出金の送金及び支払を何ら制限を設けることなく許可する。

第八条 原子力施設の一覧表

- 1 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、第四条3に規定する原子力施設を全て記載した完全な一覧表について寄託者に通報する。当該一覧表には、拠出金の計算のために必要な事項を含める。
- 2 締約国は、一覧表について行う全ての修正を寄託者に対し速やかに通報する。当該修正が原子力施設の追加を含む場合には、その通報は、その施設への核物質の搬入の予定期日の少なくとも三箇月前に行う。
- 3 締約国は、他の締約国が1の規定に従つて通報した事項又は2の規定に従つて通報した一覧表について行つた修正がそれらの規定に従つていないと認める場合には、5の規定に基づく通報を受領した日から三箇月以内に、当該事項又は当該修正に対する異議を寄託者に申し立てることができる。寄託者は、情報に

対する異議が申し立てられた国に対し、直ちに当該異議を通報する。解決されない意見の相違については、第十六条に規定する紛争解決手続に従つて取り扱う。

4 寄託者は、この条の規定に従つて作成される原子力施設の一覧表を保持し、更新し、及び全ての締約国に毎年配布する。当該一覧表には、この条に規定する事項及び修正の全てが記載されるものとし、この条の規定に従つて申し立てられた異議は、当該異議が認められる場合には、申し立てられた日に遡つて効力を有するものとする。

5 寄託者は、できる限り速やかに、この条の規定に従つて受領した通報及び異議を締約国に通報する。

第九条 求償権

1 締約国は、責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国及び第三条1(b)に規定する拠出金を支払ったその他の締約国が、第一条に定義する条約のいずれか又は第二条1(b)に規定する国内法令に基づいて当該事業者が有する求償権の範囲内において、かつ、締約国が支払った拠出金の限度において、当該事業者が有する求償権から受益することができるようになるため、法令を制定する。

2 責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国は、損害が当該事業者の過失の結果生ずる場合には、この条約に従つて利用可能とされる公的資金を当該事業者から回収することについて法令で定めることができる。

3 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、拠出金を支払った他の締約国に代わって1及び2に規定する求償権を使用することができる。

第十条 資金の使用及び手続

1 第三条1の規定に従つて利用可能とされる資金の使用の制度及び当該資金の分配の制度は、自国の裁判所が管轄権を有する締約国の制度とする。

2 締約国は、損害を受けた者が賠償又は補償のために提供される資金の財源に応じて個別の手続をとる」となく当該賠償又は補償を受ける権利行使することができること及び責任を負う事業者に対する手続に締約国が参加することができることを確保する。

3 いづれの締約国も、第三条1(a)に規定する資金により賠償又は補償の請求が満たされた場合には、同条1(b)に規定する公的資金を利用可能とすることを要求されない。

第十一條 資金の分配

第三条1(b)の規定により提供される資金は、次のとおり分配する。

1(a) 当該資金の五十分の一相当する金額は、施設国の内外で生ずる原子力損害に係る請求について賠償又は補償を行うために利用可能とする。

(b) 当該資金の五十分の一相当する金額は、施設国の領域外で生ずる原子力損害に係る請求について、(a)の規定に基づく賠償又は補償が行われない範囲内において、賠償又は補償を行うために利用可能とする。

(c) 第二条1(a)の規定により提供される金額が三億SDRを下回る場合には、

(i) 1(a)に規定する金額については、第三条1(a)の規定により提供される金額が三億SDRを下回る割合と同じ割合で減する。

(ii) 1(b)に規定する金額については、(i)の規定に基づく算定により減ぜられる金額を加える。

2 締約国が、第三条1(a)の規定に従つて、原子力事故に先立つて六億SDR以上の金額を寄託者に明示し、かつ、当該金額を差別なしに利用可能とすることを確保する場合には、同条1(a)及び(b)に規定する資金の全額は、1の規定にかかわらず、施設国の内外で生ずる原子力損害の賠償又は補償を行つて利用可能とする。

第四章 選択権の行使

第十二条

1 この条約に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、ウイーン条約又はパリ条約により付与される権限行使することができるものとし、ウイーン条約又はパリ条約のいかなる規定も、他の締約国が第三条1(b)に規定する公的資金を利用可能とするため当該他の締約国について援用することができるものとする。

2 この条約のいかなる規定も、締約国がウイーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の範囲外の規定を設けることを妨げるものではない。ただし、当該規定は、他の締約国にとっての追加的な義務を含まないものとし、自国の領域内に原子力施設を有しない締約国における損害は、相互主義の欠如を理由として追加的な賠償又は補償の対象から除外されないものとする。

3 (a) この条約のいかなる規定も、締約国が第三条1(a)の規定に基づく義務を履行し、又は原子力損害の賠償若しくは補償のために追加的な資金を提供するため、地域的な協定その他の協定（他の締約国につい

てこの条約に基づく義務に追加的な義務を含まないものに限る。)を締結することを妨げるものではない。

(b) (a)に規定する協定を締結する意団を有する締約国は、他の全ての締約国に対し当該意団を通報する。

締結された協定については、寄託者に通報する。

第五章 管轄権及び準拠法

第十三条 管轄権

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。

2 原子力事故が、締約国の排他的経済水域又は排他的経済水域を設定していない締約国については仮に当該締約国が排他的経済水域を設定した場合における当該排他的経済水域の限界を越えない水域において生じた場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、この条約の適用上、その締約国裁判所に専属する。前段の規定は、当該締約国が原子力事故に先立つてそれらの水域を寄託者に通報した場合に適用する。この2のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む海洋に関する国際法に反する方法で管轄権を行使することを認めるものと解してはならない。もつとも、この条約の締約国でない国との関係において、締約国による同段に規定する管轄権の行使がウイーン条約第十一条又はパリ条約第十三条の規定に基づく当該締約国の義務に反する場合には、管轄権は、これらの規定に従つて決定される。

3 原子力事故が生じた場所が締約国の領域若しくは2の規定に従つて通報された水域でない場合又は原子力事故が生じた場所を確定することができない場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、施設国裁判所に専属する。

4 二以上の締約国が原子力損害に関する訴えの管轄権を有する可能性がある場合には、当該二以上の締約国は、いずれの締約国が管轄権を有するかを合意により決定する。

5 管轄権を有する締約国裁判所が下した判決であつて、再び通常の方式で審理されることがないものは、次に掲げる場合を除くほか、承認される。

(a) 当該判決が詐欺により得られた場合

(b) 当該判決を言い渡された当事者が自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかつた場合

(c) 当該判決の承認が自国の領域内で求められる締約国において、当該判決が当該締約国の公の秩序に反する場合又は司法の基本的な基準に合致しない場合

6 5の規定に従つて承認される判決は、執行が求められる締約国の法令により必要とされる手続に従つて執行が求められる場合には、当該締約国裁判所の判決とみなされ、執行力を付与される。判決が下された請求の当否は、異なる手続の対象としてはならない。

7 第三条(b)に規定する公的資金による賠償又は補償の支払に関して行われる処分であつて、国内法令が定める条件に基づくものは、他の締約国により承認される。

第十四条 準拠法

1 一の原子力事故については、ウイーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の附屬書のいずれかが、場合に応じ他を排除して適用される。

2 この条約、ウイーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に応じ適用される場合を除くほか、準拠法は、権限のある裁判所が属する国の法令とする。

第十五条 国際法

この条約は、国際法の一般原則に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第六章 紛争解決

第十六条

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉又は当該紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的な紛争解決手段により紛争を解決するために協議する。

2 1に規定する紛争が1の規定に基づく協議の要請から六箇月以内に解決することができない場合には、当該紛争については、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。当該紛争が仲裁に付託された場合において、当該要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は二人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

3 締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に規定する紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、その宣言が効力を有してい

る締約国との関係において、2に規定する紛争解決手続に拘束されない。

- 4 3の規定に基づいて宣言を行った締約国は、寄託者に対する通告により、いつでも当該宣言を撤回することができる。

第七章 最終条項

第十七条 署名

この条約は、千九百九十七年九月二十九日からその効力発生までの期間、ウイーンにある国際原子力機関本部において、全ての国による署名のために開放しておく。

第十八条 批准、受諾及び承認

1 この条約は、署名国により批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、ウイーン条約若しくはパリ条約の締約国である国又は自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合する旨を宣言する国からのみ受領する。ただし、千九百九十四年六月十七日の原子力の安全に関する条約に定義する原子力施設を自国の領域に有する国については、同条約の締約国であることを条件とする。

2 批准書、受諾書又は承認書は、この条約の寄託者として行動する国際原子力機関事務局長に寄託する。

3 締約国は、第三条1(a)及び第十二条の規定に従つて行う明示又は第三条1(a)(ii)の規定に従つて暫定的に設定する旨を宣言する。ただし、千九百九十四年六月十七日の原子力の安全に関する条約に定義する金額を含め、第二条1に規定する国内法令及びその改正（国際連合のいずれかの公用語で記載するものとする。）の写しを寄託者に提出する。寄託者は、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

第十九条 加入

1 この条約に署名しなかつたいすれの国も、この条約の効力発生の後この条約に加入することができる。加入書は、ウイーン条約若しくはパリ条約の締約国である国又は自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合しなくなる日を通告する。その通告を行つた締約国は、同日にこの条約の締約国でなくなる。

2 加入書は、国際原子力機関事務局長に寄託する。

3 締約国は、第三条1(a)及び第十二条の規定に従つて行う明示又は第三条1(a)(ii)の規定に従つて暫定的に設定する金額を含め、第二条1に規定する国内法令及びその改正（国際連合のいずれかの公用語で記載するものとする。）の写しを寄託者に提出する。同条約の締約国であることを条件とする。

するものとする。）の写しを寄託者に提出する。寄託者は、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

第二十条 効力発生

1 この条約は、五以上の国であつて、その原子力設備容量の合計が四十万単位以上となるものが第十八条に規定する文書を寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、その後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第二十一条 廃棄

1 いづれの締約国も、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が1に規定する通告を受領した日の後一年を経過した後に効力を生ずる。

第二十二条 終了

1 ウイーン条約又はパリ条約のいづれの締約国でもなくなる締約国は、寄託者に対し、その旨及びウイーン条約又はパリ条約のいづれの締約国でもなくなる日を通告する。その通告を行つた締約国は、同日にこの条約の締約国でなくなる。ただし、当該締約国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合し、当該締約国が寄託者に対しその旨を通報し、及び当該締約国が自国の国内法令（国際連合のいずれかの公用語で記載するものとする。）の写しを寄託者に提出する場合は、この限りでない。寄託者は、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

2 自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合しなくなる締約国であつて、ウイーン条約又はパリ条約のいづれの締約国でもないものは、寄託者に対し、その旨及び自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合しなくなる日を通告する。その通告を行つた締約国は、同日にこの条約の締約国でなくなる。

3 原子力の安全に関する条約に定義する原子力施設を自国の領域に有する締約国であつて、同条約の締約国でなくなるものは、寄託者に対し、その旨及び同条約の締約国でなくなる日を通告する。その通告を行つた締約国は、1及び2の規定にかかわらず、同日にこの条約の締約国でなくなる。

第二十三条 従前の権利及び義務の継続

第二十二条の規定に基づく廃棄又は前条の規定に基づく終了の場合においても、この条約の規定は、当該廃棄又は当該終了の前に発生した原子力事故により生ずる原子力損害について引き続き適用する。

官報 (号外)

第二十四条 改正

- 1 寄託者は、締約国と協議の上、この条約の改正のための会議を招集することができる。
- 2 寄託者は、全ての締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第二十五条 簡易な手続による改正

- 1 寄託者は、締約国の三分の一が希望を表明する場合には、第三条1(a)及び(b)に規定する賠償者しくは補償の額又は第四条3に規定する施設の種類（当該施設について支払われる拠出金を含む。）を改正するためには締約国会議を招集する。
- 2 改正案を採択する決定は、投票により行われる。改正案は、反対票が投じられない場合には、採択される。
- 3 寄託者は、2の規定に従つて採択された改正を全ての締約国に通報する。当該改正は、その通報の日の後三十六箇月の期間内に、当該改正の採択の時に締約国であった全ての締約国が寄託者に対し当該改正の受諾を通告する場合には、受諾されたものとする。当該改正は、当該改正の受諾の日の後十二箇月で全ての締約国について効力を生ずる。
- 4 当該改正は、受諾のための通報の日から三十六箇月の期間内に3の規定に従つて受諾されない場合は、拒否されたものとする。

- 5 2の規定に従つて改正が採択された後受諾のための三十六箇月の期間が満了するまでの間にこの条約の締約国となる国は、当該改正が効力を生ずる場合には、当該改正に拘束される。当該期間が満了した後にこの条約の締約国となる国は、3の規定により受諾された改正に拘束される。これらの場合において、それらの締約国は、改正が効力を生ずる日又はこの条約がそれらの締約国について効力を生ずる日のうちいずれか遅い方の日に、当該改正に拘束される。

第二十六条 寄託者の任務

- 寄託者は、この条約の他の条に規定する任務を遂行するほか、締約国及び他の全ての国並びに経済協力開発機構事務総長に対し次に掲げる事項を速やかに通報する。
- (a) この条約の署名
 - (b) この条約に関する批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

(c) この条約の効力発生

(d) 第十六条の規定により受領する宣言

(e) 第二十二条の規定に従つて受領する廢棄の通告又は第二十二条の規定に従つて受領する通告

(f) 第十三条2の規定に基づく通報

(g) この条約に関係する他の関連する通報及び通告

第二十七条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を全ての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

一千九百九十七年九月十一日にウイーンで作成した。

附属書

この条約の締約国であつて、条約第一条(a)又は(b)に定義する条約のいづれの締約国でもないものは、この附属書の規定で当該締約国において直接適用されないものについて、自国の国内法令がこの附属書の規定に適合することを確保する。自国の領域内に原子力施設を有しない締約国は、この条約に基づく自国の義務を実施するために必要な国内法令を定めることのみが求められる。

第一条 定義

- 1 この附属書の適用上、条約第一条に規定する定義に加えて、次に掲げる定義を適用する。
 - (a) 「核燃料」とは、自己維持的な核分裂の連鎖の過程によりエネルギーを生産することができる物質をいう。
 - (b) 「原子力施設」とは、次に掲げるものをいう。ただし、施設国は、一の事業者の複数の原子力施設であつて同一の敷地内に所在するものを一の原子力施設とみなす旨を決定することができる。
 - (i) 原子炉（推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため海上輸送又は航

空輸送の手段に設置するものを除く。)

(ii) 核物質の生産のために核燃料を使用する工場又は核物質の処理のための工場（照射済核燃料の再処理のための工場を含む。）

(iii) 核物質を貯蔵する施設（核物質の輸送に付随して貯蔵する施設を除く。）

(c) 「核物質」とは、次に掲げるものをいう。

(i) 原子炉の外部において、単独で又は他の物質との組合せにより、自己維持的な核分裂の連鎖の過程によりエネルギーを生産することができる核燃料（天然ウラン及び劣化ウランを除く。）

(ii) 放射性生成物又は放射性廃棄物

(d) 原子力施設について「事業者」とは、当該原子力施設の事業者として施設国が指定し、又は承認した者をいう。

(e) 「放射性生成物又は放射性廃棄物」とは、核燃料の生産若しくは利用の際に生産された放射性物質又は核燃料の生産若しくは利用に付随する放射線の照射により放射性を帯びた物質をいう。ただし、科学、医学、医療、農業、商業又は工業の目的で利用することができるよう加工の最終段階に達している放射性同位元素を除く。

2 施設国は、原子力施設又は少量の核物質について、関連する危険の程度が小さいという理由により正当であると認める場合には、次に掲げることを条件として、この条約の適用を除外することができる。国際原子力機関の理事会は、この条約の適用を除外する原子力施設についての基準及び少量の核物質についての最大限度について定期的に検討する。

(a) 原子力施設については、この条約の適用を除外するための基準が国際原子力機関の理事会により定められており、かつ、施設国によるこの条約の適用の除外が当該基準に適合していること。

(b) 少量の核物質については、この条約の適用を除外する核物質の量の最大限度が国際原子力機関の理事会により定められており、かつ、施設国によるこの条約の適用の除外が当該最大限度の範囲内であること。

第二条 法令の適合性

1 締約国の国内法令は、千九百九十五年一月一日の時点において次に掲げる規定を含み、及び引き続き当該規定を含む場合には、次条から第五条まで及び第七条の規定に適合するものとみなす。

(a) 原子力施設の敷地外において著しい原子力損害が生じた場合における無過失責任を定める規定

(b) 事業者であつて原子力損害について責任を負うもの以外の者が補償を行う法的な責任を負う範囲内において補償を行うことを義務付ける規定

(c) (b)に規定する補償のため、民生用の原子力発電所については十億SDR以上の金額を利用可能とする規則及び他の民生用の原子力施設については三億SDR以上の金額を利用可能とすることを確保する規定

2 1の規定に従つて締約国の国内法令が次条から第五条まで及び第七条の規定に適合するものとみなされる場合には、当該締約国は、次に掲げることができる。

(a) 条約第一条(f)に規定する損害及び他の損害（原子力施設内の核燃料、放射性生成物又は放射性廃棄物若しくは原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、若しくは原子力施設に送付される核物質の放射性、それらの物の放射性とそれらの物の有毒性、爆発性その他の有害性との組合せ又は原子力施設内部のあらゆる放射線源から放出される他の電離放射線により生じ、又は起因する損害に限る。）を含む原子力損害の定義を適用すること。ただし、その適用が条約第三条に基づく当該締約国の約束に影響を及ぼさないことを条件とする。

(b) 原子力施設に関して、前条1(b)の定義の適用を除外して3の定義を適用すること。

3 2(b)の規定の適用上、「原子力施設」とは、次に掲げるものをいう。

(a) 民生用原子炉（推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため海上輸送又は航空輸送の手段に設置するものを除く。）

(b) 次に掲げる物の加工、再処理又は貯蔵のための民生用施設

(i) 照射済核燃料

(ii) 次に掲げる放射性生成物又は放射性廃棄物

(1) 照射済核燃料の再処理の結果生ずるものであつて、相当の量の核分裂生成物を含有するもの

(2) 九十二よりも大きな原子番号の元素を一グラム当たり十ナノキュリーを超える濃度で含有するもの

危険の程度が小さいという理由により当該施設を「の定義の適用から除外することが正当であると決定するものを除く。」

4 1の規定に適合する締約国の国内法令が当該締約国の領域外で生ずる原子力事故について適用されない場合において、条約第十三条の規定に従つて当該締約国の裁判所が当該原子力事故についての管轄権を有するときは、次条から第十二条までの規定が当該原子力事故について適用されるものとし、次条から第十二条までの規定は、それらの規定に抵触する関係国内法令の規定に優先するものとする。

第三条 事業者の責任

1 原子力施設の事業者は、原子力損害が次のいずれかの原子力事故により生じたことが立証される場合には、(a) 当該原子力施設の事業者は、原子力損害が、当該原子力施設内における原子力事故であつて、核物質の輸送に付随して当該原子力施設内に貯蔵されている当該核物質に係るものにより生ずる場合において、(b) 又は(c) の規定により他の事業者又は他の者のみが責任を負うときは、(a) の規定は、適用しない。

(a) 当該原子力施設内における原子力事故

(b) 当該原子力施設から搬出され、又は当該原子力施設に由来する核物質に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(i) 官書による契約の明示的な条件に従い、他の原子力施設の事業者が当該核物質に係る原子力事故についての責任を負うこととなる前

(ii) (i) に規定する明示的な条件がない場合には、他の原子力施設の事業者が当該核物質を管理することとなる前

(iii) 推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため輸送手段に設置する原子炉において当該核物質が使用される予定である場合には、当該原子炉の運転について正当に権限を与えた者が当該核物質を管理することとなる前

(iv) (i) から(iv)までの規定にかかるわらず、この条約の非締約国の領域内に到着した輸送手段から当該核物質が取り卸される場合には、当該非締約国の領域内に到着した輸送手段から当該核物質が送付される場合には、当該非締約国の領域内に到着した輸送手段から当該核物質が取り卸される前

(c) 当該原子力施設に送付される核物質に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(i) 書面による契約の明示的な条件に従い、当該原子力施設の事業者が当該核物質に係る原子力事故に

ついての責任を他の原子力施設の事業者から引き継いだ後

(ii) (i) に規定する明示的な条件がない場合には、当該原子力施設の事業者が当該核物質を管理することとなつた後

(iii) 推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため輸送手段に設置する原子炉を運転する者から当該原子力施設の事業者が当該核物質の管理を引き継いだ後

(iv) (i) から(iv)までの規定にかかるわらず、当該原子力施設の事業者が当該核物質の管理を得てこの条約の非締約国の中の者から当該核物質が送付される場合には、当該非締約国の領域から当該核物質を輸送する輸送手段に当該核物質が積み込まれた後

2 施設国は、国内法令により、その定める条件に従い、核物質を輸送する者又は放射性廃棄物を取り扱う者を、それらの者の要請及び関係する事業者の同意がある場合には、それぞれ当該核物質又は当該放射性廃棄物について関係する当該事業者に代わる事業者として指定し、又は承認することができる。この場合において、当該核物質を輸送する者又は当該放射性廃棄物を取り扱う者は、この条約の適用上、当該施設の領域内に所在する原子力施設の事業者とみなされる。

3 事業者は、原子力損害について無過失責任を負う。

4 原子力損害及び原子力損害以外の損害の双方が、一の原子力事故又は一の原子力事故及び一若しくは二以上の他の出来事の双方により生ずる場合には、当該原子力損害以外の損害は、当該原子力損害と合理的に分割することができない限りにおいて、当該原子力事故により生じた原子力損害とみなす。ただし、損害が、この附属書の規定の適用を受ける一の原子力事故及びこの附属書の規定の適用を受けない電離放射線の放出の双方により生ずる場合には、この附属書のいかなる規定も、当該電離放射線の放出に関連して責任を負得する者の責任であつて、当該原子力損害を受けた者に関するもの若しくは求償若しくは拠出の方法によるものを制限し、又は当該責任に影響を及ぼすものではない。

5 (a) 事業者は、武力紛争、敵対行為、内乱又は暴動に直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。

(b) 施設国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、事業者は、重大な自然災害であつて例外的な性質を有するものに直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。

6 原子力損害の全部又は一部が当該原子力損害を受けた者の重大な過失又は損害を生じさせることを意図

官報(号外)

した当該原子力損害を受けた者の作為若しくは不作為により生じたことを事業者が証明した場合には、当該事業者が当該原子力損害を受けた者の受けた原子力損害の賠償又は補償を行う義務の全部又は一部は、当国内法令により免除することができる。

7 事業者は、次に掲げる原子力損害について責任を負わない。

(a) 原子力施設 자체及び当該原子力施設が所在する敷地内に所在する他の原子力施設（建設中のものを含む。）に生ずる原子力損害

(b) 原子力施設と同一の敷地にある財産であつて、当該原子力施設に関連して使用されているもの又は使用される予定のものに生ずる原子力損害

(c) 国内法令に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故が生じた時に当該原子力事故に関係する核物質が置かれていた輸送手段に生ずる原子力損害。事業者が当該原子力損害について責任を負うことが

国内法令により定められている場合には、当該原子力損害の賠償又は補償は、他の損害について事業者が負う責任の額を一億五千万SDR又は締約国の国内法令により設定されるこれよりも高い金額よりも低い額に減少させることとなつてはならない。

8 この条約のいかなる規定も、7(c)の規定に従いこの条約の下で事業者が責任を負わない原子力損害について、この条約の範囲外において当該事業者が負う責任に影響を及ぼすものではない。

9 原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使することができる。ただし、事業者以外の者の財源からの資金を利用することにより賠償又は補償を確保するため、国内法令の規定に従つて利用可能とされる資金の提供者に対して請求する直接の権利が国内法令により認められる場合は、この限りでない。

10 事業者は、原子力事故により生ずる損害について、この条約に基づく国内法令の規定の範囲外において責任を負わない。

第四条 責任の額

1 条約第三条1(a)(ii)の規定が適用される場合を除くほか、施設国は、一の原子力事故について事業者が負う責任の額を次のいずれかの金額に制限することができる。

(a) 三億SDR以上の金額

(b) 一億五千万SDR以上の金額。ただし、施設国が、原子力損害の補償を行うため、三億SDR以上の

金額を上限として当該一億五千万SDR以上の金額を超える範囲について公的資金を利用可能とする場合に限る。

2 1の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故により見込まれる影響を考慮して、事業者が負う責任の額についてより低い金額を設定することができる。

ただし、いかなる場合にも当該金額が五百万SDR以上であること及び保険その他の金銭上の保証金額まで施設国が公的資金を利用可能とすることを確保することを条件とする。

3 責任を負う事業者について、施設国が1及び2の規定並びに前条7(c)に規定する締約国の法令に従つて設定する金額は、原子力事故が生ずる場所のいかんを問わず適用される。

第五条 金銭上の保証

1(a) 事業者は、原子力損害についての自己の責任を担保するため、施設国が定める金額、種類及び条件の保険その他の金銭上の保証を有し、及び維持しなければならない。施設国は、当該保険その他の金銭上の保証から得られる金額が、当該事業者に対する確定された原子力損害についての賠償又は補償の請求を満たすために十分でない場合には、前条の規定により設定する上限（該当する場合に限る。）を超えない範囲において必要な資金を提供することにより、当該請求についての支払が行われることを確保する。

施設国は、事業者が負う責任の額に上限がない場合には、責任を負う事業者の金銭上の保証の上限（三億SDR以上のものに限る。）を設定することができる。施設国は、当該金銭上の保証から得られる金額が、当該事業者に対する確定された原子力損害についての賠償又は補償の請求を満たすために十分でない場合には、この1の規定により定める金銭上の保証の額を超えない範囲において当該請求についての支払が行われることを確保する。

(b) (a)の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故により見込まれる影響を考慮して、事業者の金銭上の保証についてより低い金額を設定することができる。ただし、いかなる場合にも当該金額が五百万SDR以上であること及び保険その他の金銭上の保証から得られる金額が当該事業者に対する確定された原子力損害についての賠償又は補償の請求を満たすために十分でない場合には、施設国が(a)に規定する金銭上の保証の上限まで必要な資金を提供することにより当該請求についての支払が行われることを条件とする。

2 1の規定は、締約国又はその行政区画に対し、事業者として負う自己の責任を担保するために保険その

他の金銭上の保証を維持することを求めるものではない。

3 1又は前条1(b)の規定に従つて保険その他の金銭上の保証又は施設国により提供される資金は、この附屬書に基づいて支払われる賠償又は補償にのみ充てる。

4 保険者その他の金銭上の保証を提供する者は、1の規定により提供する保険その他の金銭上の保証を停止し、又は取り消す場合には、その停止又は取消しの少なくとも一箇月前に権限のある当局に対して書面により通知するものとし、また、当該保険その他の金銭上の保証が核物質の輸送に関するものである場合には、当該輸送の期間中は、当該保証を停止し、又は取り消してはならない。

第六条 輸送

1 輸送中の原子力事故に関する事業者の責任の最高限度額は、施設国の国内法令により規律される。

2 締約国は、自国の領域を通過して行われる核物質の輸送に関し、事業者の責任の額が自国の領域に所在する原子力施設の事業者の責任の最高限度額を超えない額に増加されることを当該輸送の条件とすることができる。

3 2の規定は、次に掲げる輸送については適用しない。

(a) 海上輸送。ただし、緊急の遭難の際に締約国の港に入る権利又は締約国の領域における無害通航権が国際法により認められる場合に限る。

(b) 航空輸送。ただし、締約国の領域の上空を飛行し、又はその領域に着陸する権利が合意又は国際法により認められる場合に限る。

第七条 二以上の事業者の責任

1 原子力損害に二以上の事業者の責任が関与する場合において、それぞれの事業者の責めに帰すべき損害を合理的に分割することができないときは、関係する事業者は、連帶して責任を負う。施設国は、前段の規定により設定される責任の額と第四条1の規定により設定する責任の額との差額（該当する場合に限る。）に一の原子力事故について利用可能とする公的資金の金額を制限することができる。

2 核物質の輸送中に、同一の輸送手段において、又は輸送に付随する貯蔵の場合には同一の原子力施設において、原子力事故が生ずる場合において、二以上の事業者の責任が関与する原子力損害が生ずるときは、責任の額の合計は、第四条の規定に従つていざれか一の事業者に適用される責任の額のうち最も高いものを超えないものとする。

3 1及び2に規定する場合のいずれの場合においても、それぞれの事業者の責任は、第四条の規定に従つて当該事業者に適用される責任の額を超えないものとする。

4 1から3までの規定に従つことを条件として、同一の事業者の複数の原子力施設が一の原子力事故に関与する場合には、当該事業者は、関係するそれぞれの原子力施設について、第四条の規定に従つて当該事業者に適用される責任の額まで責任を負う。施設国は、1の規定の例により、利用可能とする公的資金の額を制限することができる。

第八条 国内法令に基づく賠償又は補償

1 この条約の適用上、賠償又は補償の額は、原子力損害の賠償又は補償のための手続において裁定される利息又は費用を考慮することなく決定する。

2 施設国外において生ずる損害の賠償又は補償は、締約国間で自由に移転することができる形態で提供する。

3 国の又は公的な健康保険、社会保険、社会保障、労働者災害補償又は職業病補償の制度が原子力損害の補償を対象とする場合には、当該制度の受益者の権利及び当該制度に基づく求償権は、当該制度を設けている締約国の国内法令又は当該制度を設けている政府間機関の規則により決定する。

第九条 消滅の期間

1 この条約に基づいて賠償又は補償を請求する権利は、原子力事故の日から十年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、施設国の法令により事業者の責任が十年よりも長い期間保険その他の金銭上の保証又は国の資金により担保される場合には、権限のある裁判所が属する国の法令は、事業者に賠償又は補償を請求する権利が十年よりも長い期間（施設国の法令により事業者の責任が担保される期間を超えないものに限る。）の後に消滅することを定めることができる。

2 原子力損害が、原子力事故の時点において、盗取され、紛失し、投棄され、又は遺棄されていた核物質が関与する原子力事故により生ずる場合には、1の規定に従つて定められる期間は、当該原子力事故の日から起算する。ただし、1に規定する法令が適用される場合を除くほか、当該期間は、いかなる場合にも、核物質の盗取、紛失、投棄又は遺棄の日から二十年を超えないものとする。

3 権限のある裁判所が属する国の法令は、消滅又は時効の期間について、原子力損害を受けた者が損害及び損害について責任を負う事業者を知った日又は知り得た日から三年以上の期間を定めることができる。

平成二十六年十一月十九日 参議院会議録第九号 原子力損害の補完的な補償に関する法律の締結について承認を求めるの件

支援に関する法律の一部を改正する法律案

ただし、当該期間は、1及び2の規定に従つて定められる期間を超えてはならない。

4 締約国の国内法令は、消滅又は時効の期間について原子力事故の日から十年を超える期間を定める場合には、当該原子力事故の日から十年以内に提起された人の死亡又は人的な損害についての請求を公平かつ適時に満たすための規定を含むものとする。

第十条 求償権

国内法令は、次に掲げる場合にのみ、事業者が求償権を有することを定めることができる。

- (a) 書面による契約によりその旨が明示的に定められる場合
- (b) 原子力事故が、損害を生じさせることを意図した自然人の作為又は不作為により生じた場合において、当該自然人に対して求償するとき。

第十一条 準拠法

この条約の規定が適用される場合を除くほか、原子力事故により生ずる原子力損害の賠償又は補償の性質、形態、範囲及び公平な配分は、権限のある裁判所が属する国の法令により規律される。

本法律案は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成二十七年度において、約一億三百万円の見込みである。

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年十一月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿

衆議院議長 伊吹 文明

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

第一条中「未曾有」を「未曾有」に、「拉致された」

審査報告書

北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十七日

北朝鮮による拉致問題 特別委員長 中曾根弘文

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるものであつて、妥当な措置と認める。

二、被害者の配偶者

被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて被害者でないものをいい、被害者の帰国後に他の配偶者となつた者及び被害者の死亡後に他の配偶者となつた者を除く。

三、被害者の配偶者等

被害者の子等(被害者の子及び孫であつて被害者でないものをいう。第五条第一項において同じ。)をいう。

四、被害者の家族

被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

五、帰国被害者等

帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等をいう。

六、永住被害者

帰国した被害者であつて本邦に永住するもの

をいう。

七、永住配偶者

帰国し、又は入国した被害者の配偶者であつて本邦に居住するものをいう。

を「拉致された」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「とともに、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等」を「ほか、帰国被害者等」に、「促進し」、「資する」の下に「とともに、永住被害者及び永住配偶者の老後ににおける所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する」を、「拉致被害者等給付金」の下に「老齢給付金等」を加える。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一、被害者 北朝鮮当局によつて拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいう。

二、被害者の配偶者 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて被害者でないものをいい、被害者の帰国後に他の配偶者となつた者及び被害者の死亡後に他の配偶者となつた者を除く。

三、被害者の配偶者等 被害者の配偶者及び被害者の子等(被害者の子及び孫であつて被害者でないものをいう。第五条第一項において同じ。)をいう。

四、被害者の家族 被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

五、帰国被害者等 帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等をいう。

六、永住被害者 帰国した被害者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するもの

をいう。

七、永住配偶者 帰国し、又は入国した被害者の配偶者であつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住するものをいう。

外 報 号 ()

第二条第二項中「前項」を「前項第一号」に改め
る。

第三条第二項中「帰国した被害者及び帰国し、
又は入国した被害者の配偶者等（以下「帰国被害者
等」という。）」を「帰国被害者等」に改める。

第五条の見出し中「拉致被害者等給付金等」を
「拉致被害者等給付金及び滞在援助金」に改め、同
条第一項中「帰国被害者等が本邦に永住する場合
には、当該帰国被害者等」を「永住被害者、永住配
偶者及び帰国し、又は入国した被害者の子等で
あつて本邦に永住する意思を有して本邦に居住す
るもの」に改め、同条第二項中「帰国した被害者
を「帰国被害者等」に、「当該被害者」を「当該帰国
被害者等」に改め、同条の次に次の二条を加え
る。

（老齢給付金の支給）

第五条の二 国は、次の各号のいづれかに該当す
る永住被害者又は永住配偶者に対し、内閣府令
で定めるところにより、これらの者の老後にお
ける所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の
確保に資するため、老齢給付金を、毎月、支給
する。

一 六十歳以上である者

二 六十歳未満である者であつて六十歳以上の
永住配偶者又は永住被害者の配偶者であるも
の

2 老齢給付金の支給を受けることができる者
は、内閣府令で定めるところにより、当該支給
を受けることができる老齢給付金の額の一部に
相当する額について、前項の規定にかかわら
ず、毎月の支給に代えて、一時金の支給を選択
することができる。

（配偶者支援金の支給）

第五条の三 国は、次の各号のいづれかに該当す
る永住配偶者に対し、内閣府令で定めるところ
により、配偶者支援金を、毎月、支給する。

一 その者の配偶者である被害者が六十五歳に
達する前に死亡した者であつて次のいづれか
に該当するもの

イ その者が六十五歳以上であること。

ロ イに掲げるもののほか、その者の配偶者
である被害者が生存しているとしたならば
六十五歳以上であること。

二 その者の配偶者である被害者が六十五歳に
達する前に死亡した者であつて次のいづれか
に該当するもの

一 その者の配偶者である被害者が六十五歳に
達した後に死亡した者

二 その者の配偶者である被害者が六十五歳に
達する前に死亡した者であつて次のいづれか
に該当するもの

イ その者が六十五歳以上であること。

ロ イに掲げるもののほか、その者の配偶者
である被害者が生存しているとしたならば
六十五歳以上であること。

三 第十一条第一項中「もの」の下に「（次条第一項に
おいて「対象期間」という。）」を加え、同条第四項
中「係る」の下に「旧被保険者期間又は新被保険者
期間についての保険料の納付その他の」を加え、
同条の次に次の二条を加える。

（特別給付金の支給）

第十一条第一項中「もの」の下に「（次条第一項に
おいて「対象期間」という。）」を加え、同条第四項
中「係る」の下に「旧被保険者期間又は新被保険者
期間についての保険料の納付その他の」を加え、
同条の次に次の二条を加える。

属する月まで支給されたとした場合における当
該老齢基礎年金等の額に相当する額として政令
で定めるところにより計算した額の特別給付金
を支給する。

2 前項に定めるもののほか、特別給付金の支給
に関し必要な事項は、政令で定める。

（追納支援一時金の支給）

第十二条の三 国は、帰国し、又は入国した被害
者の子であつて被害者でないもの（帰国後又は
入国後引き続き一年以上本邦に住所を有する者
に限り、二十歳に達する日前に帰国し、又は入
国した者を除く。以下この条において「被害者
の子」という。）が第十二条第四項に規定する政
令で定めるところにより旧被保険者期間又は新
被保険者期間について保険料を納付しようとす
るとときは、当該被害者の子に対し、当該納付を
支援するため、政令で定めるところにより、追
納支援一時金を支給することができる。

第十三条中「及び滞在援助金」を「、滞在援助
金、老齢給付金、配偶者支援金、特別給付金及び
追納支援一時金」に改める。

本則に次の一条を加える。

（情報の提供）

第一条 この法律による改正後の北朝鮮当局に
よつて拉致された被害者等の支援に関する法律
（以下この条において「新法」という。）第五条の
二の規定は、この法律の施行前に同条の規定の
適用があるとするならば同条第一項第二号に該
当する永住被害者（新法第二条第一項第六号に
規定する永住被害者をいう。）又は永住配偶者
(同項第七号に規定する永住配偶者をいう。)に
ついても、適用する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の北朝鮮当局に
よつて拉致された被害者等の支援に関する法律
(以下この条において「新法」という。)第五条の
二の規定は、この法律の施行前に同条の規定の
適用があるとするならば同条第一項第二号に該
当する永住被害者（新法第二条第一項第六号に
規定する永住被害者をいう。）又は永住配偶者
(同項第七号に規定する永住配偶者をいう。)に
ついても、適用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施
行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九
号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号中「及び第四条から
第六条まで」を「、第四条から第六条まで、第十
一条の二、第十二条の三、第十四条及び附則第
二条」に改める。

（附則第二条を次のように改める。）

（拉致被害者等給付金の特例）

第二条 国は、拉致被害者等給付金の支給開始の
時から十年を経過した永住被害者又は永住配偶

者であつてその生活基盤の再建又は構築が不十
分なものについて、十年を超えて拉致被害者等
給付金の支給を行うことが特に必要であると認
めるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、
内閣府令で定めるところにより、当該拉致

被害者等給付金の支給開始の時から十五年を限
度として、同項の規定の例により、拉致被害者
等給付金の支給を行うことができる。

者であつてその生活基盤の再建又は構築が不十
分なものについて、十年を超えて拉致被害者等
給付金の支給を行うことが特に必要であると認
めるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、
内閣府令で定めるところにより、当該拉致

被害者等給付金の支給を行うことができる。

審査報告書

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右は金会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十七日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 牧山ひろえ
参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議員の議員又は長の任期が平成二十七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一することとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月十一日

衆議院議長 伊吹 文明

らない。

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)に限る。

(選挙期日)
第一条 平成二十七年三月一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる地方

公共団体(都道府県、市町村及び特別区)に限る。以下同じ。)の議員又は長の任期満了による選挙(以下同じ。)の規定により行う場合を除く。による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和二十五年法律第二百四条の二第一項又は第三十四条の二第一項)による選挙(以下同じ。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定により行う場合を除き、同法第六十七条(同法第二百五十二条の十九第一項の規定による選挙)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかるわざず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定による選挙(以下「指定都市」という。)の議員又は長の選挙にあつては平成二十七年四月十九日指定都市(以下「指定都市」という。)の議員及び長の選挙にあつては平成二十七年四月十九日指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市町村」という。)の議員及び長の選挙にあつては同月二十六日とする。

2 平成二十七年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかるわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては同年一月十一日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同年二月二十五日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議員の議員又は長第一項の地方公共団体の議員の議員又は長であつて当該地方公共団体の議員の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同法第四項における告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議員又は長であつて当該地方公共団体の議員の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条第一項の規定による告示がなされていないものを除く。)について、任期満了による選挙を行ふべき事由が生じた場合(同法第一百七十七条の規定により選挙を行つべき事由が生じた場合を除く。)においては、当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかるわらず、それが第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一、都道府県知事の選挙 平成二十七年三月二十九日

二、指定都市の長の選挙 平成二十七年三月二十六日

三、都道府県等の議員の選挙 平成二十七年四月三日

四、指定都市以外の市及び特別区の議員の議員及び長の選挙 平成二十七年四月十九日

五、町村の議員及び長の選挙 平成二十七年四月二十一日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ

官報 (号外)

公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成二十七年四月二十日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十六日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三条の二第二項(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十八条第三項第二号、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第二号(同法第八十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第八十六条の四第九項の規定の適用による。

については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第一百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項に規定する期間及び同法第百九十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかるらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成二十七年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議員の任期満了による選挙

十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議員の任期満了による選挙

(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいづれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該市区町村の議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日までに当該市区町村の長の任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該市区町村の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示された日から当該市区町村の長の任期満了の日までの間に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの)の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十五日」とあるのは、「同年一月十一日」と読み替えるものとする。

(政令への委任)
第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

て、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいづれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該市区町村の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示された日から当該市区町村の長の任期満了の日までの間に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの)の長の任期満了による選挙に限る。)

審査報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法案右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関する基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附 帯 決 議

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年十一月十四日

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 伊吹 文明

(目的)
空家等対策の推進に関する特別措置法

第一条 この法律は、適切な管理が行われていな

い空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生

活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑

み、地域住民の生命、身体又は財産を保護する

とともに、その生活環境の保全を図り、あわせ

て空家等の活用を促進するため、空家等に関する

施策に関し、国による基本指針の策定、市町

村(特別区を含む)。第十一条第二項を除き、以下

同じ)による空家等対策計画の作成その他の空

家等に関する施策を推進するために必要な事項

を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて公共の福祉の

増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

この法律において「特定空家等」とは、そのままで放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なつている状態その

他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

三 その他の空家等に関する施策計画に関する事項

四 空家等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他の空家等に関する対策の実施に関する必要な事項

10 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

4 (都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等に関する事項に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

5 (立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他の空家等に関するこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

10 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

11 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前まで

計画の作成及び変更並びに実施に関する情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

二六

に、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入るうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを持続しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

に、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するための所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る)を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握する

ために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、その者に対する情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するための所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これららの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に

対し、当該特定空家等に關し、除却、修繕、立て木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく衛生上有害となるおそれのある状態又は著しく保安上危険となるおそれのある状態)を行なう場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があつた場合においては、第三項の措置を行なう場合には、第三項の規定による命令をしたて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行なう場合には、第三項の規定によつて命令じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき

11 市町村長は、第三項の規定による命令をしたて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならぬ。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十二号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき

11 市町村長は、第三項の規定による命令をしたて、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならぬ。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

14 國土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に關し、その適切な実施を図るため必要な指針を定めることができる。
15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に關し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に対する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるものほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から

起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

農林水産委員長 山田 俊男

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の領海及び排他的經濟水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外國人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

我が国の領海や排他的經濟水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源

源管理の取組や我が國漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となつており、その確実な取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となつている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

第六条の二 漁業監督官又は漁業監督吏員は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の二条を加える。(立入検査)

2 前項の場合には、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条の前の見出しを削り、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

2 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条の前の見出しを削り、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条の前の見出しを削り、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

2 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条の前の見出しを削り、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

(外國人漁業の規制に関する法律の一部改正)

第一条 外國人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正

官 報 (号外)

第九条の三 第六条の二第一項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十条中「前条第一項」を第八条の二、第九条又是前条に「同項」を各本条に改める。
(排他的経済水域における漁業等に関する法律の一部改正)

第二条 排他的経済水域における漁業等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「かわらす」の下に「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(第七十四条第一項、第二項、第四項及び第五項を除く。)その他」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「排他的経済水域」を前項に定めるもののほか、排他の経済水域に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 排他的経済水域における外国人の漁業等に関する漁業法第七十四条の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「漁業監督官又は漁業監督吏員」とあるのは「漁業監督官」とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(立入検査)

第十五条の二 漁業監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることがで

きる。

業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十条中「前条第一項」を第八条の二、第九条又是前条に「同項」を各本条に改める。

（排他的経済水域における漁業等に関する法律の一部改正）

第二条 排他的経済水域における漁業等に関する法律(平成八年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「かわらす」の下に「漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(第七十四条第一項、第二項、第四項及び第五項を除く。)その他」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「排他の経済水域」を前項に定めるもののほか、排他の経済水域に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 排他の経済水域における外国人の漁業等に関する漁業法第七十四条の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「漁業監督官又は漁業監督吏員」とあるのは「漁業監督官」とする。

第十五条の次に次の二条を加える。

(立入検査)

第十五条の二 漁業監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることがで

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第十八条の前の見出しを削り、第十七条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第十七条の二 第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)又は第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定に

を含む。次条第二号において同じ。)の規定に違反した者は、三千万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)若しくは第二項、第五条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)」を「第四条第二項ににおいて同じ。」を「第四条第二項」に改め、同条第二号中「次条」を「第十九条」に改め、同条第二号中「次条」を「第十九条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（罰則）

第十八条の二 第十五条の二第一項の規定によ

る漁業監督官の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に對し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三百万円以下

の罰金に処する。

第二十条中「前二条」を「第十七条の一、第十

八条又は前条」に改める。

（施行期日）

七条の二から第十九条まで」に改める。

（施行期日）

七条の二から第十九条まで」に改める。

（施行期日）

七条の二から第十九条まで」に改める。

（施行期日）

七条の二から第十九条まで」に改める。

(経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿

内閣委員長 大島九州男

委員会の決定の理由

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出

に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

本法律施行のため、別に費用を要しない。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月六日

参議院議長 伊吹 文明

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

4 国家公安委員会は、第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びに前項の規定による

調査及び分析を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関、特定事業者その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三章 特定事業者による措置

第四条第一項中「第十一條」を「第十二條」に改める。

第八条第一項中「取引時確認の結果その他の事情を勘案して、特定業務」を「特定業務に係る取引について、当該取引に」「があり」を「あるかどうか」に、「特定業務に關し」を「当該取引に關し」に改め、「がある」の下に「かどうかを判断し、これらに疑いがある」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による判断は、同項の取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事

情及び第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従つて当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法によりを行わなければならない。

第三十条中「第二十一条第六項各号」を「第二十二条第六項各号」に、「第二十六条」を「第二十七条」と改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一号中「第二十四条」を「第二十五条」と改め、同条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」と改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十七条」と改め、同条を第三十一条とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第三十一条とする。

二十八條とし、第二十六條を第二十七條とする。

第二十五条第一号中「第十四条」を「第十五条」と改め、同条第二号中「第十五条第一項」を「第十六條」と改め、同条第三号中「第十六條」を「第十七條」と改め、同条を第二十五條とする。

第二十四条の前の見出しを削り、同条中「第七条」を「第十八條」に改め、同条を第二十五條とする。

第二十三条を第二十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第二十三條を第二十四条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 罰則

第二十二条を第二十三條とする。

第二十一条第二項中「第九条第一項」を「第九条」と改め、「係る第九条」の下に「及び第十条」を加え、同条第六項中「第十六条及び第十七条」を「第十七条及び第十八条」に改め、同条第十項中「第十四條から第十八條まで」を「第十五條から第十九條まで」に改め、同条を第二十二条とする。

四 その他第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講すべきものとして主務省令で定める措置

五 第十条を第二十一条とし、第十九条を第二十一条とする。

第六章 罰則

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十一条とする。

第七章 雜則

第十七条中「若しくは第二項又は第九条」を「から第三項まで、第九条又は第十条」に改め、同条を第十八條とする。

第十六条を第十七條とし、第十五条を第十六條十五号まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。次条において同じ。は、外国所在為替取引業者(本邦の域外にある國又は地域をいい)を割り、「外国に所在して業として為替取引を行う者をいう」を「当該政令で定める國又は地域に所在するものを除くに改め、同条を第十条とし、第八条の次に第一条を加える。

(外國所在為替取引業者との契約締結の際の確認)

認

第九条 特定事業者(第二条第二項第一号から第

十五条まで及び第三十号に掲げる特定事業者に限る。次条において同じ。)は、外国所在為替取引業者(本邦の域外にある國又は地域をいい)を割り、「外国に所在して業として為替取引を行う者をいう」を「当該政令で定める國又は地域に所在するものを除くに改め、同条を第十条とし、第八条の次に第一条を加える。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

附則

(施行期日)

第二条 この法律による改正後の第八条の規定

は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)以後に行われる取引について適用し、施行日前に行われた取引については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。(調整規定)

第四条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の施行の日前である場合には、同法第十八条のうち犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第八項の改正規定中「第二十一条第八項」とあるのは、「第二十二条第八項」とする。

審査報告書

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日
内閣委員長 大島九州男

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置

について必要な事項を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百七十三号その他の同理事会決議が国際的なテロリストの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するためには、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称

その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところに対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月六日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案

七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法

(国の責務)

第二条 国は、次章及び第三章の規定による措置

が適正かつ円滑に行われることを確保するため、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止

に関する国際的な情報交換、その他の協力を推進するとともに、当該行為の防止及び抑止の重要性について国民の理解を深めるよう努めるものとする。

第二章 公告及び指定

(公告)

第一節 公告及び指定

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議(附則第二条において「第千二百六十七号等決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている國際テロリストとして、

その財産の凍結等の措置をとるべきこととされている國際テロリストが、同理事会決議第十二

百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿(以下単に「名簿」という。)に記載されたときは、国家公安委員会

は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

2 前項の規定により公告された事項に変更があつたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、

その旨を官報により公告するものとする。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該変更があつた旨を通知するものとする。

3 前項の規定は、第一項の規定により公告された者が名簿から抹消された場合について準用する。

(指定)

第四条 國家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号(以下この項及び附則第二条において「第千三百七十三号決議」という。)に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の各号のいずれにも該当する者(前条第一項の規定により公告された者(現に名簿に記載されている者に限る。第十九条において同じ。)を除く。)を、第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている國際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとする。

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 公告及び指定(第三条・第八条)
- 第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

(第九条・第十六条)

第一節 規制対象財産等に係る行為の制限

第二節 規制対象財産の仮領置(第十七条)

第三節 財産の凍結等の措置の実施に当たつての配慮等(第十八条・第二十条)

第四章 雜則(第二十一条・第二十八条)

第五章 罰則(第二十九条・第三十二条)

附則

官報(号外)

一 外國為替及び外國貿易法第十六条第一項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者であるとしたならば、第千三百七十三号決議を誠実に履行するため必要があるとして同項の規定により当該支払又は支払等について許可を受ける義務を課せられることとなる者(第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者として現に当該義務を課せられている者を含む。)

二 次のいずれかに該当する者

イ 公衆等脅迫目的の犯罪行為(公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律(平成十四年法律第六十七号第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為をいう。以下同じ。)を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行ひ、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの。口・イ又はこの口に該当する者が出資、融資・取引その他の関係を通じてその活動に支配的な影響力を有する者であつて、次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に該当するもの

(1) 自然人 公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があること。

(2) 法人その他の団体 当該団体の役職員(代表者、主幹者その他いかなる名称であるかを問わず当該団体の事務に従事する者をいう。第五章において同じ。)又は

構成員が当該団体の活動として公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があること。

ハ 第千三百七十三号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に關し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国として政令で定めるもののいすれかにより、この法律に相当する当該国の法令に従い、当該措置がとられている者

2 国家公安委員会は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)をするため必要があると認めるときは、外務大臣、外國為替及び外國貿易法第十六条第一項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対して、当該変更に係る者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより公報により公告するものとする。この場合において、当該変更に係る者の所在が判明していないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより公報により公告する旨を通知するものとする。

(指定の有効期間の延長)

3 第六条 国家公安委員会は、指定の有効期間(この項の規定により延長された有効期間を含む。)が満了する時において、当該指定を受けた者が引き続き第四条第一項に規定する要件に該当するときは、三年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定の有効期間を延長するものとする。

4 第四条第二項から第四項まで及び前条第一項は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

二 第四条第一項に規定する要件に該当しなくなつたとき。

2 第四条第二項及び第三項並びに第五条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「当該指定の有効期間その他の」とあるのは、「その他の」と読み替えるものとする。

3 第八条 国家公安委員会は、第四条第四項の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定によつて、当該指定を受けた者の所在が判明しているときは、外務大臣、外國為替及び外國貿易法第十六条第一項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は財産の隠匿その他の行為により指定後に次章の規定による措置の確實な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、仮に指定をすることができる。

2 前項の規定による指定(以下「仮指定」という。)の効力は、当該仮指定について第五条第一項の規定による公告があつた日(次項において「公告日」という。)から起算して十五日とする。

3 国家公安委員会は、仮指定をしたときは、公告日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取(以下この条において単に「意見の聴取」といふ。)について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 国家公安委員会は、意見の聴取の結果、仮指定が不当でないと認めるときは、第四条第四項

官報 (号外)

の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定にかかるわらず、聽聞又は弁明の機会の付与を行わないで指定をすることができる。

6 仮指定を受けた者に対し前項の規定により指定をしたときは、当該仮指定は、その効力を失う。

7 国家公安委員会は、意見の聽取の結果、仮指定が不当であると認めるときは、直ちに、その仮指定を取り消さなければならない。

8 仮指定を受けた者の所在が不明であるため第四項において準用する行政手続法第十五条第三項の規定により意見の聽取の通知を行つた場合の当該仮指定の効力は、第二項の規定にかかわらず、当該仮指定に係る意見の聽取の期日までとする。

9 前各項に定めるもののほか、仮指定及び意見の聽取の実施に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第三章 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

第一節 規制対象財産等に係る行為の制限

(公告国際テロリストに対する行為の制限)

第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定(仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。)を受けている者(以下「公告国際テロリスト」と総称する。)は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならぬ。

一 金銭有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。)、貴金属

等(犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第二条第二項第四十号に規定する貴金属等をいう。)、土地、建物、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。第十七条第一項において同じ。)その他これらに類する財産として政令で定めるもの(その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。)の贈与を受けること。

二 規制対象財産の貸付けを受けること。

三 規制対象財産(金銭を除く。第十五条第三号において同じ。)の売却、貸付けその他の処分の対価の支払を受けること。

四 預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務(第十五条第四号において「預貯金等債務」という。)の履行を受けること(前三号に掲げる行為に該当するものを除く。)。

五 この条前二号に係る部分に限る。の規定により債務の履行を受けることについて許可を受けなければならない金銭債権(以下「特定金銭債権」という。)を譲り渡すこと。

(許可の申請)

2 前項の申請書には、取得財産が次条第一項各号のいずれかに該当することを証する書類その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

3 前項の申請書には、取得財産が次条第一項から第九条第一号から第四号までに掲げる行為に該当する場合において、当該申請に係る取得財産が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可をしなければならない。

(許可の条件)

4 第十二条 公安委員会は、第九条の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 前項の条件は、第九条の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限の確実な実施を図るために必要な最小限度のものでなければならない。

6 第十三条 公安委員会は、第九条の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公告国際テロリストに対する行為の制限の確実な実施を図るために必要な最小限度のものでなければならない。

7 第十四条 公告国際テロリスト及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族(その者と婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。)の生活のために通常必要とされる費用の支払に充てられること。

8 第十五条 公租公課の支払に充てられること。

9 第十六条 この法律の規定による処分その他公權力の行使に当たる行為に係る訴訟に関する費用の支払に充てられること。

10 第十七条 前三号に掲げるもののほか、公衆等脅迫目

的の犯罪行為のために使用されるおそれがないこと。

2 公安委員会は、公告国際テロリストから第九条第五号に掲げる行為に係る同条の許可の申請があつた場合において、当該行為に係る特定金銭債権が当該行為の相手方に対する仮装のものでない債務の履行に充てられるると認めるときその他該行為が同条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定による当該公告国際テロリストに対する行為の制限を免れる目的でされるものでないと認めるときは、その許可をしなければならない。

3 第十八条 公告国際テロリストの許可証の交付等

4 第十九条 公告国際テロリストの許可証は、第十三条の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、公告国際テロリストに交付しなければならない。

5 第二十条 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、国家公安委員会規則で定めることにより、公告国際テロリストに申請をして、許可証の再交付を受けることができる。

6 第二十一条 許可証の交付を受けた公告国際テロリストは、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その許可証第三号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 次条の規定により第九条の許可が取り消されたとき。

二 第九条の許可を受けた行為をしない」ととなつたとき。

三 前項の規定により許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(許可の取消し)

第十四条 公安委員会は、第九条の許可を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を受けた行為をする前に限り、その許可を取り消すものとする。

一 当該者に係る取得財産が第十一条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるとき。

二 偽りその他不正の手段により当該許可を受けたことが判明したとき。

(公告国際テロリストを相手方とする行為の制限)

第十五条 何人も、公告国際テロリストを相手方として次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、その相手方がそれぞれ当該各号に定める行為に係る許可証を提示した場合は、この限りでない。

一 規制対象財産の贈与をすること 第九条第一号に掲げる行為

二 規制対象財産の貸付けをすること 第九条第二号に掲げる行為

三 規制対象財産の売却、貸付けその他の処分の対価を支払うこと 第九条第三号に掲げる行為

四 預貯金等債務の履行をすること(前二号に掲げる行為に該当するものを除く) 第九条第四号に掲げる行為

第五号に掲げる行為

(特定期間による支払の禁止命令)

第十六条 特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられた場合において「差押債権者」という。が有する債権が仮装のものであると認められるときその他当該差押債権者が第九条第三号及び第四号に係る部分に限る。の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的で当該差押命令をしたと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときには、当該差押命令を発した執行裁判所又は当該差押処分をした裁判所書記官の所属する簡易裁判所の所在地)を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該特定金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対する規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 公安委員会は、前項後段の規定による通知をしようとする場合において、差押債権者の所在が判明しないときは、当該通知に代えて、その通知すべき事項を官報により公表するものとする。

3 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による命令を取り消さ

五 特定金銭債権を譲り受けること 第九条第五号に掲げる行為

(特定金銭債権の差押債権者に対する支払の禁止命令)

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産(土地、建物、自動車その他携帯することができない財産として政令で定めるもの)を除く。以下この条、第二十四条及び第二十九条第三号において同じ。)の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該特定金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対する規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 前項又はこの項の規定による規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた公告国際テロリストの住所地等が他の公安委員会の管轄区域内にあることが判明した場合において、第四項又は第五項の規定による当該規制対象財産の返還を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該規制対象財産を当該他の公安委員会に引き継ぐ

なければならない。

一 第一項の公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたとき。

二 第一項の公告国際テロリストと差押債権者との関係その他の事情に照らし、当該差押債権者が当該命令に係る金銭の支払を受けたとしても当該金銭が公衆等脅迫目的の犯罪行為のために使用されるおそれがないと認めると

き。

第二節 規制対象財産の仮領置

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産(土地、建物、自動車その他携帯することができない財産として政令で定めるもの)を除く。以下この条、第二十四条及び第二十九

条第三号において同じ。)の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等(日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該特定金銭債権の債務者に対し、三月を超えない範

囲内で期間を定めて、当該差押債権者に対する当該特定金銭債権に係る金銭の支払をしてはならない旨を命ずることができる。この場合において、当該公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該差押債権者に対する規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

2 前項又はこの項の規定による規制対象財産の仮領置をした公安委員会は、当該規制対象財産を所持していた公告国際テロリストが公告国際テロリストでなくなつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者又はその者以外の所有者その他の当該規制対象財産の返

還を受ける権利を有する者に対し、当該規制対象財産を返還しなければならない。

6 前項の場合において、第三条第三項において準用する同条第二項の規定による公告があつた日、指定の有効期間が満了した日又は第七条第二項において準用する第五条第一項の規定によ

る公告があつた日から起算して一年を経過して

もなお規制対象財産の返還を受けるべき者の所

ことができる。この場合において、その引継ぎを受けた公安委員会は、引き続き当該規制対象財産を仮領置した上で、国家公安委員会規則で定めるところにより、速やかに、当該公告国際テロリストに対し、その旨を通知するものとする。

り許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条规定若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである。

十五条规定若しくは第四十八条第三項の規定による資本取引(同法第二十条に規定する資本取引をいう。以下この項において同じ。)、役務取引等(同法第二十五条第六項に規定する役務取引等をいう。以下この項において同じ。)若しくは輸出に係るものには、当該公告国際テロリストが行う第九条各号に掲げる行為に該当する行為については、この法律の規定は、適用しない。公告国際テロリストを相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為が、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項若しくは第三項、第十九条第一項若しくは第二項、第二十一条第一項、第二十四条第一項若しくは第四十八条第三項の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課されるものである場合又は同法第二十一条第一項、第二十五条第六項若しくは第五十二条の規定により許可若しくは承認を受ける義務を課される資本取引、役務取引等若しくは輸入に係るものである場合における当該公告国際テロリストを相手方として行う第十五条各号に掲げる行為に該当する行為についても、同様とする。

(方面公安委員会への権限の委任)

第二十六条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(経過措置)

第二十七条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第五章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条の規定に違反して許可を受けないで同条各号に掲げる行為をすること。

二 偽りその他不正の手段により第九条の許可を受けること。

三 第十七条第一項の規定による命令に違反して規制対象財産を提出しないこと。

四 偽りその他不正の手段により第十七条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定による返還を受けること。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第二十二条の規定による命令に違反して規制対象財産を提出しないこと。

第三十二条 第十三条第三項の規定に違反する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、三十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、第千二百六十七号等決議(国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。)及び第千三百七十三号決議(国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。)がいずれもその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に名簿に記載されている者についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「記載された」とあるのは「記載されている」と、「逓滞なく」とあるのは「この法律の施行後逓滞なく」とする。

(政令への委任)

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施

同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をすること。

十五条规定による命令に違反して第十五条の規定に違反する行為をすること。

三 第二十二条の規定による命令に違反して第十五条の規定による命令に違反する行為をすること。

三十一條 第十六条第一項の規定による命令に違反する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三十二條 第十三条第三項の規定に違反する行為をした者(法人その他の団体にあつては、その役職員又は構成員として当該行為をした者)は、三十万円以下の罰金に処する。

第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 國際連合安全保険理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する法律案

の一部を次のように改正する。

第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十一 國際連合安全保険理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第号)第三章の規定による措置を要する経費

審査報告書

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿
総務委員長 谷合 正明

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の流通により私生活の平穏を侵害する行為を处罚するとともに、私事性的画像記録に係る情報の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の流通により私生活の平穏を侵害する行為を处罚する場合における特定電気通信機器提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に

対する支援体制の整備等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

- 一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について

- その実現に努めるべきである。

- 一、私事性的画像記録の提供等の被害に関し、件数等の実態把握に努めること。

- 二、私事性的画像記録等の拡散抑制に向け、提供手段等の高度化及び多様化に対応すべく、その動向を分析し、地方公共団体等との適切な情報の共有を図ること。

- 三、私事性的画像記録等が拡散した場合においてはその被害の回復が著しく困難となることに鑑み、プライバシ等による私事性的画像記録等の削除が迅速かつ適正に行われるよう、必要な要請や支援を行うこと。

- 四、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に資するため、関係行政機関・民間企業等と連携して必要な教育活動及び啓発活動を実施し、国民の十分な理解と関心を深めるよう努めること。

- 五、本法の実効性を高めるため、外国のサーバーを経由するなどした場合における被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の取組を強化すること。

- 六、本法の執行に当たり、私事性的画像記録であること認識していない第三者が第三条第一項から第三項までの行為を行つた場合、罪を被らないように配慮すること。

右決議する。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年十一月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿
衆議院議長 伊吹 文明

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を处罚するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名譽又は私生活の平穏の侵害があつた場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(同条第一号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。)は、特定電気通信(同条第二項及び第三条の二第一号の場合のほか、特定電気通信役務提供者(同法第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同条第四号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

第二条 この法律において「私事性的画像記録」とは、次の各号のいずれかに掲げる人の姿態が撮影された画像(撮影の対象とされた者(以下「撮影対象者」という。)において、撮影をした者、撮影対象者及び撮影対象者から提供を受けた者

(定義)

第三条 第三者が撮影対象者を特定することができる方法で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四条 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(同法第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下この条において同じ。)による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(同条第四号に規定する発信者をいう。以下この条において同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときは、賠償の責めに任じない。

第五条 特定電気通信による情報であつて私事性的画像記録に係るもの(以下「名譽又は私生活の平穏(以下この号において「名譽等」という。)を侵害されたとする者撮影対象者(当該撮影対象者が死亡している場合は、配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹)に限る。)から、当該名譽等を侵害したとする情報(以下この号及び次号において「私事性的画像侵害情報」という。)名譽等が侵害された旨、名譽等が侵害されたとする理由及び当該私事性的画像侵害情報が私事性的画像記録に係るものである旨(次号において「私事性的画像侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し私事性的画像侵害情報の送信を防止する措置(以下「私事性的画像侵害情報送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつたとき。

第六条 第一条から第三項までの罪は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)第三条の例に従う。

二 当該特定電気通信役務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会したとき。

三 当該発信者が当該照会を受けた日から二日を経過しても当該発信者から当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかつたとき。

(支援体制の整備等)

第五条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録の提供等による被害者の適切かつ迅速な保護及びその負担の軽減に資するよう、被害者が当該提供等に係る犯罪事実の届出を行いややすくするために必要な捜査機関における体制の充実、

私事性的画像侵害情報送信防止措置の申出を行う場合の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、被害者に関する各般の問題について一元的にその相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(被害の発生)を未然に防止するための教育及び啓発

第六条 国及び地方公共団体は、私事性的画像記録等が拡散した場合にはその被害の回復を図ることが著しく困難となることに鑑み、学校をはじめ、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、自己に係る私事性的画像記録等に係る姿態の撮影をさせないこと、自ら記録した自己に係る私事性的画像記録等を他人に提供しないこと、これらの撮影、提供等の要求をしないこと等私事性的画像記録の提供等による被害の発生を未然に防止するために必要な事項に関する国民の十分な理解と関心を深めるために必要な教育活動及び啓発活動の充実を図るものと

二 当該特定電気通信役務提供者が、当該私事性的画像侵害情報の発信者に対し当該私事性的画像侵害情報送信防止措置を講ずることに同意す

する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第三条の規定は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第四条の規定は公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

る。

参議院議長 山崎 正昭殿

厚生労働委員長 丸川 珠代

右決議する。

要領書

委員会の決定の理由

本法律案は、一般財團法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとともに、その建

物の一部を取得し、一般財團法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案

平成二十六年六月十九日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案

付に関する法律(昭和二十八年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

一般財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付等に関する法律

の題名を次のように改める。

一般財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付等に関する法律

の施行に当たり、次の事項について

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、九段会館が、昭和初期の建築様式を伝える歴史的な価値のある建物であることに鑑み、建物の保存、外観の活用等について検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。

二、一般財團法人日本遺族会に無償で貸し付けられている土地について、高度利用等に資する建物の所有を目的として民間事業者に対し当該土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めること。

三、本法により国有財産を無償で貸与することに鑑み、政治的中立性の確保に取り分け配意すること。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

厚生労働委員長 丸川 珠代

右決議する。

財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年六月十九日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律案

付に関する法律(昭和二十八年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

一般財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付等に関する法律

の題名を次のように改める。

一般財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付等に関する法律

の施行に当たり、次の事項について

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、九段会館が、昭和初期の建築様式を伝える歴史的な価値のある建物であることに鑑み、建物の保存、外観の活用等について検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。

二、一般財團法人日本遺族会に無償で貸し付けられている土地について、高度利用等に資する建物の所有を目的として民間事業者に対し当該土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めること。

三、本法により国有財産を無償で貸与することに鑑み、政治的中立性の確保に取り分け配意すること。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

厚生労働委員長 丸川 珠代

右決議する。

第三条第一項中「国有財産」を「特定施設」に、「貸付」を「貸付け」に、「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「第一項の規定により貸し付けた財産の所

官報 (号外)

管大臣を「財務大臣」に、「聞きを「聴き」に、「貸付を「貸付け」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第三項中「同項に規定する財産の所管大臣」を「財務大臣」に改め、同項を第四条とする。

第二条第一項中「前条」を「第一条」に、「貸付」を「貸付け」に、「財産を左に掲げる」を「特定施設を同条に規定する」に改め、同項各号及び同條第二項を削り、同條を第三条とし、第一条の次に次の一項を加える。

(民間事業者に対する土地の貸付け及びその土地の上の特定施設の取得)

第二条 政府は、民間事業者に対し、別表に掲げる土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができる。

2 政府は、前条の規定による貸付けに充てるため、前項の規定による貸付けの対価の一部として、同項の土地の上の一棟の建物の一部(以下「特定施設」という。)を取得することができる。

別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

別表第一を削り、別表第一を次のように改める。

別表(第二条関係)

一 東京都千代田区九段南二丁目五番六 所在地 八百十二・〇二平方メートル	二 東京都千代田区九段南二丁目五番六 所在地 七千八百七十一・七〇平方メートル
--------------------------------------	---

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の財團法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第一条の規定により同項の土地が貸し付けられる日の前日又はこの法律の施行の日から起算して一年を経過する日のいずれか早い日までの間、なおその効力を有する。

審査報告書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案

官

厚生労働委員長 丸川 珠代

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

平成二十六年十一月十八日

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るために、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大、販売等停止命令の対象となつた物品についての販売等の広域的な禁止、広告規制の拡充及びインターネットにおける違法広告について特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた場合の損害賠償責任の制限等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、危険ドラッグが覚せい剤や大麻と同等以上の作用を持ち、精神錯乱、死亡等の健康被害、事故等が引き起こされるなど、深刻な社会問題となつてゐる現状に鑑み、危険ドラッグの販売・使用等の更なる実態把握及び調査研究に努めるとともに、インターネット監視体制の充実、関係機関の連携強化を行うこと。

二、危険ドラッグの撲滅に向け、その危険性について一層の周知徹底を行うとともに、取締りのための人員及び予算の確保、簡易鑑定方法の確立等の検査体制の整備の推進を図ること。

三、危険ドラッグを始めとする薬物全般について濫用防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発、依存症に関する自助団体への支援を行うとともに、濫用防止及び取締りに資する調査研究の推進を行うこと。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

性」というを加える。

第六十九条第二項中「第七十二条の二第一項、第七十二条の四」の下に「第七十二条の五」を加え、「から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第七十二条の四の次に次の二条を加える。
(中止命令等)

第七十二条の五 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反した者に對して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。

第七十二条の六 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第六十八条の規定に違反する広告(次条において「承認前の医薬品等に係る違法広告」という。)である特定電気通信・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律平成十三年法律第百三十七号)第二条第一号に規定する特定電気通信をいう。(以下同じ。)による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者(同法第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)に対し、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。

(損害賠償責任の制限)

第七十二条の六 特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による要請を受けて承認前の医

薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の承認前の医薬品等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を防講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第一条第四号に規定する発信者をいう。以下同じ。)に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。

第七十六条の六の見出しを「(指定薬物等である疑いがある物品の検査及び製造等の制限)」に改め、同条第一項中「指定薬物」の下に「又は指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物」を加え、「当該物品が第七十六条の四の規定に違反して貯蔵され、若しくは陳列されている疑い又は同条の規定に違反して製造され、輸入され、販売され、若しくは授与された疑いがあり」を削り、「どうか」の下に「及び当該物品が指定薬物でないことが判明した場合にあつては、当該物品が指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物であるかどうか」を加え、同条第二項中「その結果についての」を「第四項前段、第六項(第一号に係る部分に限る。)又は第七項の規定による」に、「又は販売」を「販売」に、「陳列しては」を「陳列し、又は広告しては」に改め、同条に次の五項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令の日、当該命令に係る物品の名称、形状及び包装その他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(号外)

官

4 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物であることが判明したときは、遅滞なく、当該検査を受けるべきことを命ぜられた者に對して、当該検査の結果を通知しなければならない。この場合において、当該物品が次条第一項の規定による禁止に係る物品であるときは、当該都道府県知事は、併せて、厚生労働大臣に對して、当該検査の結果を報告しなければならない。
5 都道府県知事は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に對して、当該検査の結果を報告しなければならない。
6 厚生労働大臣は、第一項の検査により当該検査に係る物品が指定薬物でないこと及び当該物品の精神毒性を有する蓋然性が判明したときは、遅滞なく、当該物品について第二条第十五項の指定をし、又は同項の指定をしない旨を決定し、かつ、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に對して、その旨(第一号に掲げる場合にあつては、当該検査の結果及びその旨)を通知しなければならない。
7 都道府県知事又は都道府県知事の指定する者が当該検査を行つた場合 都道府県知事が当該検査を行つた場合
2 厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をした場合において、前条第一項の検査により当該禁止に係る物品が指定薬物であることが判明したとき(同条第四項後段の規定による報告を受けた場合を含む。)又は同条第六項の規定による報告を受けた場合を含む。)又は同条第十五項の指定をし、若しくは同項の指定をしない旨を決定したときは、厚生労働省令で定めたところにより、官報に告示して行う。
3 第一項の規定による禁止又は前項の規定による禁止の解除は、厚生労働省令で定めるところにより、官報に告示して行う。
4 第七十六条の七の二第一項中「を貯蔵し、若しくは陳列している」を「若しくは指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品を貯蔵し、陳列し、若しくは広告している」に、「これらの物」を「指定薬物若しくはこれらの人」に、「若しくは陳列した」を「陳列し、若しくは広告した」に、「その疑いがある物品を、」を「これらの物品を、」に改める。

(号外) 報

第七十七条を第七十六条の十とし、第十四章中同条の次に次の三条を加える。

(教育及び啓発)

第七十六条の十一 国及び地方公共団体は、指定薬物等の薬物の濫用の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第七十六条の十二 国は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに資する調査研究の推進に努めるものとする。

(関係行政機関の連携協力)

第七十七条 厚生労働大臣及び関係行政機関の長は、指定薬物等の薬物の濫用の防止及び取締りに関し、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第八十一条の三第一項中「第七十六条の六」を「第七十二条の五、第七十六条の六第一項から第五項まで及び第七項」に改め、「第七十六条の七第一項」の下に「第七十六条の六」を加え、同条第二項中並びに第七十二条第三項を「第七十二条第三項並びに第七十二条の五」に改める。

第八十三条第一項中「第七十六条の六」の下に「第七十六条の六の二」を、「第七十六条の七第一項及び第二項」の下に「第七十六条の七の二」を、「第七十六条の九」の下に「第七十六条の十」を、「第七十二条の四」の下に「第七十二条の五」を加える。

第八十五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第七十二条の五第一項の規定による命令に違反した者

第八十五条に次の一号を加える。

十 第七十六条の七の二第一項の規定による命令に違反した者

第八十六条第一項第二十四号を同項第二十五号とし、同項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 第七十六条の七の二第二項の規定による命令に違反した者

る体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)の項第一号中「第七十六条

の六」を第七十二条の五、第七十六条の六第一項から第五項まで及び第七項に改め、「第七十六条の七第一項及び第二項」の下に「第七十六条の七の二」を加え、同項第二号及び第三号中「並びに第七十二条第三項」を「第七十二条第三項並びに第七十二条の五」に改める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第五条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項中「第八十五条第八号」を「第八十五条第六号、第九号及び第十号」に改め、「第八十六条第一項第二十三号」の下に「及び第二十四号」を加える。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、ハンセン病療養所退所者の死亡後に残された配偶者等に支給される特定配偶者等支援金については、当該配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を重く受け止め、その申請手続きや支給事務が円滑かつ滞りなく進むよう格段の配慮を行うこと。

二、国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること。

右決議する。

審査報告書

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十八日

厚生労働委員長 丸川 珠代

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

本法律案は、ハンセン病療養所退所者給与金

の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るために、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、初年度約五千三百万円が見込まれている。

二、附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、ハンセン病療養所退所者の死亡後に残された配偶者等に支給される特定配偶者等支援金については、当該配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を重く受け止め、その申請手続や支給事務が円滑かつ滞りなく進むよう格段の配慮を行うこと。

二、国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること。

右決議する。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十六年十一月十四日

衆議院議長 伊吹 文明

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十六年十一月十四日

衆議院議長 伊吹 文明

要領書

本法律案は、ハンセン病療養所退所者給与金

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)」に改め、同条第四項中「給与金」を「給与金等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「及び」の下に「第二項の特定配偶者等支援金並びに」を加え、「給与金」を「給与金等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国は、特定配偶者等(前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。以下同じ)又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であつて、現に日本国内に住所を有するもの(当該死

(検討)

第三条 国は、非入所者(新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。)の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るために経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続

を前提として、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行すること

が政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心とした政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壤等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的な内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

五、中間貯蔵施設への福島県内除去土壤等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとすること。

六、中間貯蔵施設への福島県内除去土壤等の輸送に伴い生じる道路改良、維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。

七、中間貯蔵施設及び福島県内除去土壤等の輸送に關し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。

八、中間貯蔵施設の設置予定地周辺の住民を中心として、放射性物質による環境汚染や風評被害

(経過措置)
の解決の促進に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者(新法第八条第一項に規定する退所者をいう。)での法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者

(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情のある者を含む。)及び一親等の尊属についても、適用する。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

られるようになること。

また、国が土地を賣り取る場合でも住民票を残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

一、事故等が生じた場合には、国が責任を持つてその対処に当たること。

三、中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得

られるようになること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

また、國が土地を賣り取る場合でも住民票を

残せるようにするなど、各地権者の希望に沿つた柔軟な対応に努めること。

官報(号外)

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

一、委員会の決定の理由
本法律案は、中間貯蔵の確實かつ適正な実施の確保を図り、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故に由来する放射性物質による環

参議院議長 山崎 正昭殿

環境委員長 島尻安伊予

要領書

二、中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壤等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるすべての施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が

七、中間貯蔵施設及び福島県内除去土壤等の輸送に關し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。

八、中間貯蔵施設の設置予定地周辺の住民を中心として、放射性物質による環境汚染や風評被害

が懸念されていることに鑑み、除去土壤等の保管に際しては万全な安全管理と確実なモニタリングを行うとともに、徹底した情報公開の下で住民の不安を取り除くための説明を継続して実施すること。

九、中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、その適正な執行と透明性の確保に十分留意し、国民の理解を得るよう努めるとともに、地域の実情に配慮し、使途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。

十、本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の進捗に影響を及ぼすことなく、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、国と一体となって滞りなく実施できるよう、放射性物質に係る専門的人材を確保するなど、同社の体制強化を速やかに行うこと。

十一、中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

右決議する。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年十一月四日

参議院議長 山崎 正昭殿 衆議院議長 伊吹 文明

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

目次中「第三条」を「第六条」に、「第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四条—第十二条)」を「第二章 事業等(第七条—第十七条)」に、「第十三条—第十五条」を「第十八条—第二十二条」に、「第十六条—第二十一条」を「第二十三条—第二十八条」に改める。

第一条を次のように改める。

(会社の目的)

第一条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「会社」といふ)は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行ふとともに、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理その他の環境の保全に資するため、ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する法律案

る情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。

第二十一条 第五条第一項の規定による政府の出資があつた場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、登録免許税を課さない。

第二十条第一号中「第一条第二項」を「第七条第二項」に改め 同条第一号及び第三号を削り、同条第四号中「第五条」を「第九条」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「第七条」を「第十一條」に、「事業基本計画」を「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「第八条」を「第十二条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「第九条」を「第十三条」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「第十一條」を「第十五条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「第十條」を「第十八條」に改め、同号を同条第七号とし、同条を第二十七条とする。

第十九条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条第一項中「第十六条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第二十四条とする。

第十六条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条中「第一条第二項、第四条第二項、第五条、第七条から第九条まで又は第十条」を「第七条第二項、第九条、第十一條から第十三条まで若しくは第十四条」に改め、「ときの下に」、又は第二十二条の環境省令(会社の財務及び会計に関する事項に限る)を定めようとするとき」を加え、第三章中同条を第二十条とし、同条の次に次二条を加える。

（課税の特例）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、会社の財務及び会計に関し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、環境省令で定める。

第十四条を第十九条とし、第十三条を第十八条とし、第十二条中「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」を「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」に改め、第二章中同条を第十七条とする。

第十五条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十六条 会社は、次に掲げる事業ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 中間貯蔵に係る事業

二 前号に掲げる事業以外の事業

第十条を第十四条とし、第九条を第十三条とし、第八条を第十二条とする。

第七条の見出しを「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同条中「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業」を「ボリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」に「事業基本計画」を「ボリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同条を第十二条とし、第六条を第十条とし、第五条を第九条とする。

第二章の章名及び第四条を削り、第三条を第八条とする。

第二条中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の章名及び一条を加える。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一 国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者(次号において「国等」という)の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと。

二 国等の委託を受けて、福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと。

三 国の委託を受けて、前二号に掲げる事業に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。

五 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと(第三号に掲げるものを除く)。

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、環境大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

第一条の次に次の四条を加える。

(定義)

第二条 この法律において「事故由来放射性物質」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律)

第一百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。第一条に規定する事故由来放射性物質を福島県内において生じた次に掲げる物をいふ。

2 この法律において「福島県内除去土壌等」とは、福島県内において生じた次に掲げる物をいう。

一 放射性物質汚染対処特措法第三十一条第一項に規定する除去土壌等

2 この法律において「最終処分」とは、福島県内除去土壌等について除去土壌等処理基準(放射性物質汚染対処特措法第二十条、第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の規定に基づき福島県内除去土壌等の処理に当たり従うこととされている基準をいう。次項において同じ。)に従つて行われる最終的な処分をいう。

2 前号に掲げる事業に附帯する事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。)又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。)を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。

(政府の出資)

第四条 政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業(第十六条第一号において「中間貯蔵に係る事業」という。)又は同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。)を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならぬ。

(政府の出資)

第五条 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資により増加する資本金又は準備金を、第十六条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる事業に係る勘定ごとに整理しなければならない。

附則第三条を次のように改める。

5 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。

(国の責務)

第三条 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、附則第五条、第六条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(事業の範囲に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の日本環境安全事業株式会社法(以下「旧法」という。)第一条第二項の認可を受けている事業は、改正後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社法(以下「新法」という。)第七条第二項の認可を受けた事業とみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第三条 新法第六条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に中間貯蔵・環境安全事業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業基本計画に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七条の認可を受けている事業基本計画は、新法第十二条の認可を受けたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画とみなす。

(事業計画に関する経過措置)

第五条 日本環境安全事業株式会社は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)までに、新法第十二条の規定の例により、事業計画の変更をし、環境大臣の認可を受けなければならない。

2 環境大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の認可を受けた事業計画は、施行日に

おいて新法第十二条の認可を受けた事業計画とみなす。

2 環境大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の認可を受けた事業計画は、施行日に

官報 (号外)

4 第一項の規定に違反して、同項の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした日本環境安全事業株式会社の取締役、執行役、会計參與若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。 (定款の変更に関する経過措置)	第六条 日本環境安全事業株式会社は、施行日までに、必要な定款の変更をし、環境大臣の認可を受けなければならない。	2 環境大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。	3 第一項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。 (罰則に関する経過措置)
---	---	---	---

第七条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (政令への委任)	第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)	不當景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。 平成二十六年十一月十八日	第一百五十五条(見出しを含む)中「日本環境安全事業株式会社法」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に改め、同条のうち日本環境安全事業株式会社法第六条の改正規定中「第六条」を「第十一条」に改める。
--	--	---	--

一、委員会の決定の理由 参議院議長 山崎 正昭殿 要領書	二、本法律案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行つた事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。	三、返金措置による課徴金額の減額を行う制度は、その運用を公平公正なものとし、消費者の被害回復ができる限り促進する観点から、既に実施されている自主的な返金措置の実態踏まえ、事業者にとって活用しやすいものとなるよう努めること。	四、課徴金制度の導入に当たつては、違反事例集や運用方針を作成するなどにより、法の趣旨、違反行為の構成要件の考え方、事業者が表示に際して払うべき注意事項、課徴金算定方法等を事業者に対して丁寧に説明すること。また、不当表示等の解釈については、国際的な動向を踏まえ、その基準の明確化と周知徹底を図るとともに、問合せ窓口の設置などの相談体制を充実させること。
------------------------------------	---	---	---

五、課徴金制度の導入に伴う事務量の増大が、措置命令等の執行に影響を及ぼすことがないよう、十分な予算を確保し、人員の適正な配置を行い、法の執行体制の強化や都道府県及び関係機関との連携の強化に努めること。	六、事業者団体や消費者団体等による広告・表示の適正化に向けた自主的な取組を促進するため、情報の提供をはじめ、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。また、消費者被害の防止や回復のために行う普及啓発活動等の支援の在り方を引き続き検討すること。
目次	第一章 総則(第一条～第三条)
第二章 景品類及び表示に関する規制	不當景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止(第四条 第六条)		名を付する。
第二節 措置命令(第七条)		第十四条を削る。
第三節 課徴金(第八条 第二十五条)		第六章 罰則
第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置(第二十一条 第二十八条)		第十三条の見出し中「委任」を「委任等」に改め、同条に次の一項を加える。
第五節 報告の徴収及び立入検査等(第二十九条)		2 第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令(第三十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。)を定めようとする場合について準用する。
九条 適格消費者団体の差止請求権等(第三十条)		第十三条を第三十四条とする。
第四章 協定又は規約(第三十一条 第三十二条)		第十二条第三項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、「命令」の下に「課徴金納付命令」を加え、「第八条の二第一項」を「第二十八条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十三条规定とする。
第五章 雑則(第三十三条 第三十五条)		2 第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に規定する内閣府令(第三十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。)を定めようとする場合について準用する。
第六章 罰則(第三十六条 第四十一条)		第十三条を第三十一条とし、同条の次に次の一項(協議)
附則		第一条 総則
第一章 総則		第二条第一項中「第十一條」を「第三十一条」に改め、同条第二項たゞし書中「第二十條」を「第四十条」に改める。
第二条第一項中「第十一條」を「第三十一条」に改め、同条第二項たゞし書中「第二十條」を「第四十条」に改める。		第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第四項に規定する内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。
第二十一条中「第十條第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条を第四十一条とする。		第五章 雑則
第二十条第一項中「第十六條第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十条とする。		第十条の見出しを削り、同条第一項中「第二十一条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。
六条第一項に改め、同条を第四十条とする。		第四章 協定又は規約
第十九条中「第十六條第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。		第九条の見出しを削り、同条第一項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、「命令」の下に「課徴金納付命令」を加え、同条を第二十九条とし、同条の次に次の章名を付する。
第十八条第一項第一号及び第二項第一号中「第十六条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同条を第三十八条とする。		第六条を第三十二条とし、同条の次に次の章名を付する。
第十七条中「第九條第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第一項中「第六条」を「第七条第一項」に改め、同条を第三十七条とする。		第七条を第三十五条とし、同条の次に次の章名を付する。
第十五条を第三十五条とし、同条の次に次の章名を付する。		第八条の二第一項中「第七条第一項」を「第二十一条」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。
第六条第一項に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。		六条第一項に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

(課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額)

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

(返金措置の実施による課徴金の額の減額等)

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金額を交付する措置(以下この条及び次条において「返金措置」という。)を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとするところにより、その実施しようと推定されているものからの申出があつた場合には、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金額を交付する返金措置(以下この条において「実施予定返金措置」という。)に関する計画(以下この条において「実施予定返金措置計画」という。)を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の

提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間

二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めることにより、当該返金措置の対象となつた

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。

6 第一項の認定を受けた者(以下この条及び次条において「認定事業者」という。)は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画(第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。)に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定(第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。)を取り消さなければならない。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかるわらず、次条第

措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。)のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

四 第十一条 認定事業者(前条第八項の規定により同条第一項の認定(同条第六項の規定による変更の認定を含む。)を取り消されたものを除く。)は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

五 第十二条 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、その実施予定返金措置計画が同一の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置(当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。)において交付された金額の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

六 第十三条 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額が一円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかるわらず、認定事業者に対して、課徴金の納付を命じないものとする。この

一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

七 第十四条 同条第一項の認定(同条第六項の規定による変更の認定を含む。)を取り消されたものを除く。)は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

八 第十五条 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、その実施予定返金措置計画が同一の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置(当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。)において交付された金額の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

九 第十六条 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額が一円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかるわらず、認定事業者に

場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

(課徴金の納付義務等)

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで並びに前二項及び次項の規定を適用する。

4 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徴金対象行為に係る事業について報告徴収等(第二十九条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。以下この項において同じ。)が最初に行われた日(当該報告徴収等が行われなかつたときは、当該法人が当該課徴金対象行為について第十五条第一項の規定による通知を受けた日。以下この項において「調査開始日」という。)以後において、(一)若しくは二以上の子会社等(事業者の子会社若しくは親会社(会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。)又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいふ。以下この項において同じ。)に対しても、(二)該法人が当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該課徴金対象行為に係る事業についての調査開始日以後において

その一若しくは二以上の子会社等に對して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等(以下この項において「特定事業承継子会社等」という。)がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで及び前三項の規定を適用する。

この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第八条第二項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等(第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第一項中「受けた者は、第八条第一項」とあるのは「受けた特定事業承継子会社等(第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、第八条第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して、同項」とする。

5 前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主(総社員を含む。以下この項において同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。)過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数

を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第三項及び第四項の場合において、第八条第二項及び第三項並びに第九条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与)

第十三条 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えないなければならない。

(弁明の機会の付与の方法)

第十四条 弁明は、内閣総理大臣が口頭ですることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(次条第一項において「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方法)

第十五条 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時)までに相当な期間をおいて、課徴金納付命令の宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(課徴金納付命令の方式等)

第十七条 課徴金納付命令は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。

2 課徴金納付命令は、その宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

3 第一条の課徴金の納期限は、課徴金納付命令の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

(納付の督促)

第十八条 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

第十九条 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和五十年法律第四号)その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

3 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行において必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第二十条 破産法(平成十六年法律第七十五号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律

(平成八年法律第九十五号)の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第十八条第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(送達書類)

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十二条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第二百九号)、第九十九条、第一百一条、第二百三条、第二百五条、第二百六条、第二百八条及び第二百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「消費者局の職員」と、同法第二百八条中「裁判長」とあり、及び同法第二百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第二十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合に公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第二百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第二百八条の規定により外国の管轄官厅に嘱託を発した

後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

べき者にいつでも交付すべき旨を消費者局の事務所の掲示場に掲示することにより行う。

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達についての公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第二十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)第二条第七号に規定する处分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、当該電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)を使用して行うことができない。

2 消費者局の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二条において準用する民事訴訟法第二百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して消費者局の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第二十五条 内閣総理大臣がする課徴金納付命令その他のこの節の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章の規定は、適用しない。ただし、第十条第八項の規定に係る同法第十二条及び第十四条の規定の適用については、この限りでない。

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置

第五条の見出しを「(景品類の制限及び禁止並びに告示)」に改め、同条第一項中「第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止を「第四条の規定による制限若しくは禁止若しくは前条第三号の規定による指定」に改め、同条第二項中「指定並びに制限及び禁止」を「制限及び禁止並びに指定」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節 措置命令

第四条第二項を削り、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の次に次の一条、章名及び節名を加える。

(景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示)

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項若しくは第四項の規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聽かなければならない。

2 前項に規定する指定並びにその変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当表示の禁止

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(施行期日)

平成二十六年十一月十九日

参議院会議録第九号

投票者氏名

磯崎	薬師寺みちよ君	山田 太郎君	渡辺美知太郎君	小野 次郎君	川田 龍平君	清水 貴之君	寺田 典城君	真山 勇一君	井上 哲士君	紙 倉林	井上 哲士君	寺田 典城君	真山 勇一君	片山虎之助君	東 和田 政宗君	山口 和之君		
仁彦君	愛知 誠章君	赤池 治郎君	石井 有村	石井 治子君	石井 正弘君	石井 準一君	石井 正弘君	谷 輿石	谷 幸平君	荒井 又市	江口 山下	中山 山下	又市 征治君	辰巳孝太郎君	田村 智子君	紙 倉林		
陽輔君	石田 昌宏君	井原 浩郎君	青木 巧君	赤石 清美君	一彦君	二三九名	○名	亮子君	亮子君	克彦君	克彦君	恭子君	芳生君	吉良よし子君	市田 忠義君	片山虎之助君	東 徹君	山口 和之君
磯崎	石田 石井	井原 石井	青木 赤石	一彦君	二三九名	○名	東君	達男君	廣幸君	廣幸君	征治君	中野 仁比	吉田 アントニオ猪木君	大門実紀史君	小池 吉良よし子君	片山虎之助君	和田 政宗君	山口 和之君
陽輔君	正弘君	正弘君	正弘君	正弘君	正弘君	正弘君	正弘君	了君	了君	了君	了君	了君	了君	了君	了君	了君	了君	了君

日程第三 地方公共団体の議会の議員及び長の選
挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

藤井	上野 衛藤	岩城 岩井	邦子 邦子君	光英君	江島 江島	潔君	宇都 岩井	隆史君	茂樹君
基之君	泰正君	岡田 岡田	直樹君	泰正君	北川 片山	さつき君	大野 岩井	秀久君	秀久君
芳正君	正志君	福島 仁比	みづほ君	忠智君	金子原 大門	二郎君	敏志君	宏一君	宏一君
政人君	了君	浜田 仁比	正志君	太郎君	主濱 仁比	正志君	大家 敏志君	泰正君	泰正君
藤川	了君	吉田 仁比	了君	了君	糸数 仁比	正志君	泰正君	泰正君	泰正君

藤井	木村 北川	義雄君	北川 イツセイ君	泰正君	太田 太田	房江君	房江君	房江君	房江君
基之君	義雄君	北川 イツセイ君	泰正君	泰正君	岡田 岡田	直樹君	直樹君	直樹君	直樹君
芳正君	北村 金子原	二郎君	二郎君	二郎君	金子原 金子原	二郎君	二郎君	二郎君	二郎君
政人君	北村 金子原	二郎君	二郎君	二郎君	北村 金子原	二郎君	二郎君	二郎君	二郎君
藤川	北村 金子原	二郎君	二郎君	二郎君	北村 金子原	二郎君	二郎君	二郎君	二郎君

藤井	岸 岸	宏一君	岸 宏一君						
基之君	經夫君	經夫君	經夫君	經夫君	經夫君	經夫君	經夫君	經夫君	經夫君
芳正君	昭男君	昭男君	昭男君	昭男君	昭男君	昭男君	昭男君	昭男君	昭男君
政人君	古賀友 古賀友	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君
藤川	佐藤 古賀友	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君	一郎君

藤井	柳本 柳本	卓治君	柳本 卓治君						
基之君	柳本 柳本	卓治君	柳本 卓治君						
芳正君	柳本 柳本	卓治君	柳本 卓治君						
政人君	柳本 柳本	卓治君	柳本 卓治君						
藤川	柳本 柳本	卓治君	柳本 卓治君						

藤井	森 森	まさこ君	森 まさこ君						
基之君	柳澤 柳澤	光美君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	柳澤 光美君	柳澤 光美君
芳正君	吉川 吉川	喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君
政人君	柳澤 吉川	喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君
藤川	柳澤 吉川	喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君	吉川 喜史君

藤井	前田 前田	武志君	前田 武志君						
基之君	藤末 藤末	健三君	藤末 健三君						
芳正君	藤末 藤末	健三君	藤末 健三君						
政人君	藤末 藤末	健三君	藤末 健三君						
藤川	藤末 藤末	健三君	藤末 健三君						

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十九日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

反对者氏名

日程第五 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案

贊成者氏名

赤池	愛知君	有村	誠章君	石井	治郎君	石井	赤池	井原	青木
鴻池	正久君	大沼	正弘君	岩城	仁彦君	岩城	大沼	巧君	清美君
古賀友一郎君	岸	みずほ君	光英君	江島	邦子君	江島	秀久君	昌宏君	一彦君
佐藤	北村	太田	潔君	尾辻	大野	岡田	房江君	陽輔君	佐藤
祥肇君	経夫君	岡田	宇都	衛藤	大家	岡田	広君	茂樹君	赤石
小泉	金子原二郎君	大君	敏志君	泰正君	泰正君	大君	義雄君	浩郎君	鴻池
昭男君	宏一君	片山さつき君	直樹君	泰正君	泰正君	木村	北川イッセイ君	佐藤	佐藤
正久君	経夫君	君	君	君	君	熊谷	大君	信秋君	信秋君
						小坂	憲次君		
						上月	良祐君		
						佐藤			
						佐藤ゆかり君			

卷

島尻 安伊子君	酒井 康行君
島村	大君
世耕	弘成君
伊達	忠一君
高野光二郎君	塙田 武見 敬三君
滝沢	求君
堂故	茂男君
中泉	松司君
中曾根弘文君	中原 八一君
西田	昌司君
長谷川	岳君
野村	哲郎君
橋本	聖子君
福岡	資麿君
堀井	嚴君
藤川	政人君
橋本	政人君
福岡	昇治君
松下	新平君
丸山	和也君
森	三原じゅん子君
柳本	和也君
宮沢	敏栄君
水落	洋一君
山下	雄平君
山田	俊男君
吉田	博美君
山本	一大君

若林	山谷えり子君	山本	順三君	健太君	島田	高階恵美子君	高橋	克法君	山東	昭子君
山本	森屋	宏君	修路君	周司君	宮本	丸川	三木	松村	古川	馬場
山谷えり子君	力君	伸吾君	顕正君	珠代君	溝手	堀内	恒夫君	芳正君	基之君	成志君
順三君	高階恵美子君	健太君	健太君	高階恵美子君	高橋	長峯	中西	祐介君	雅治君	俊郎君
健太君	昌一君	信介君	信介君	信介君	鶴保	鶴保	鶴保	芳文君	庸介君	宏文君

渡辺	相原久美子君
磯崎	哲史君
江田	五月君
小川	敏夫君
大久保	勉君
大塚	耕平君
加藤	敏幸君
金子	洋一君
北澤	俊美君
小西	洋之君
小見山幸治君	
櫻井	充君
櫻葉賀津也君	
田中	直紀君
田中	直紀君
徳永	エリ君
直嶋	正行君
難波	獎二君
野田	国義君
白	眞勲君
林	久美子君
前川	清成君
牧山	ひろえ君
水岡	俊一君
藤田	哲郎君
福山	幸久君
柳田	稔君
荒木	清寛君
蓮	舫君
佐々木さやか君	
魚住裕一郎君	
竹谷とし子君	

反対者氏名

谷合	正明君	秀規君	秀苗君	克夫君	昌良君	新妻
浜田	矢倉	山本	横山	井上	浜田	新妻
水野	松沢	田中	横山	信一君	吉田	吉田
山口	松沢	田中	矢倉	義行君	忠智君	忠智君
和田	和田	和田	井上	茂君	アント二翁	アント二翁
東	東	東	東	成文君	猪木君	猪木君
片山虎之助	君	片山虎之助	君	賢一君	健史君	忠義君
儀間	儀間	儀間	儀間	和之君	邦彦君	吉良よし子君
光男君	光男君	光男君	光男君	巧君	晃君	正志君
柴田	藤巻	市田	市田	巧君	晃君	正志君
室井	室井	吉良よし子君	吉良よし子君	巧君	邦彦君	大門美紀史君
小池	小池	忠義君	忠義君	巧君	晃君	仁比
中野	中野	邦彦君	邦彦君	巧君	聰平君	聰平君
浜田	浜田	吉良よし子君	吉良よし子君	巧君	吉田	吉田
主濱	主濱	忠智君	忠智君	巧君	忠智君	忠智君
糸数	糸数	慶子君	慶子君	巧君	了君	了君
山本	山本	太郎君	太郎君	巧君	了君	了君

長沢	・広明君
西田	実仁君
平木	大作君
山本	博司君
若松	謙維君
行田	邦子君
山田	太郎君
中西	健治君
松田	公太君
小野	薬師寺みちよ君
川田	龍平君
渡辺美知太郎君	貴之君
寺田	典城君
田村	勇一君
紙倉林	哲士君
井上	智子君
真山	明子君
寺田	辰巳孝太郎君
中山	恭子君
江口	芳生君
荒井	克彦君
平野	又市
谷	征治君
興石	広幸君
亮子君	達男君
東君	東君

官 報 (号 外)

日程第六 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七　国際連合安全保障理事会決議第一二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

贊成者氏名

愛知 治郎君

二三名

相原久美子君	雅樹君	渡邊	脇昌一君	高橋克法君	高階恵美子君	滝波宏文君	鶴保芳文君	高橋
渡邊	雅史君	吉田	山本	山崎	森屋	宮本	周司君	長峯
脇	美樹君	雅史君	修路君	修路君	宏君	正君	誠君	祐介君
相原久美子君	渡邊	吉田	山本	山崎	森屋	宮本	周司君	二之湯武史君

伊達	忠一君	高野光二郎君	滝沢	求君
武見	敬三君	塙田	一郎君	堂故
		中泉	松司君	茂君
		中曾根弘文君		
中原	八一君	長谷川	岳君	二之湯
		橋本	聖子君	智君
		野村	哲郎君	西田
		藤川	政人君	昌司君
		福岡	資麿君	堀井
		丸山	和也君	巖君
		舞立	昇治君	松下
		福澤	新平君	新平君
		柳本	卓治君	政司君
		森	まさこ君	水落
		山下	雄平君	敏栄君
		若林	順三君	宮沢
有田	渡辺	山本	俊男君	洋一君
足立	猛之君	山本	健太君	
	信也君			
芳生君				

反対者氏名

西田	実仁君	平木	大作君
山口	那津男君	山口	那津男君
山本	博司君	山本	若松 謙維君
松田	公太君	行田 邦子君	行田
山田	健治君	渡辺美知太郎君	中西
小野	次郎君	薬師寺みちよ君	松田
川田	龍平君	山田 太郎君	吉田 忠智君
寺田	典城君	渡辺美知太郎君	山本 太郎君
清水	貴之君	小野 次郎君	福島みづほ君
真山	第一君	川田 龍平君	吉田 輿石
井上	哲士君	寺田 典城君	東君
倉林	智子君	清水 貴之君	主濱
田村	智子君	真山 第一君	辰巳孝太郎君
江口	克彦君	井上 哲士君	中山 恭子君
山下	芳生君	倉林 智子君	和幸君
中山	恭子君	田村 智子君	了君
浜田	和幸君	江口 克彦君	東君
若松 謙維君	行田 邦子君	山田 太郎君	吉田 忠智君
山本 太郎君	渡辺美知太郎君	小野 次郎君	福島みづほ君

五名
征治君
慶子君
糸數
又市

日程第八 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案衆議院提出

賛成者氏名

愛知

赤池

石井

岩城

猪口

磯崎

正弘君

山村

羽生田

馬場

林

藤井

中川

長峯

二之湯

西田

野上浩太郎君

那谷屋正義君

長浜

西村まさみ君

羽田雄一郎君

喜史君

松山

前田

藤本

増子

藤末

健三君

喜史君

和田政宗君

山口和之君

小野次郎君

川田龍平君

寺田典城君

清水貴之君

真山勇一君

市田忠義君

吉良よし子君

小池晃君

寺田典城君

渡辺美知太郎君

山田太郎君

中曾根弘文君

中原八一君

中川雅治君

中川祐介君

中川中西

中川長峯

中川二之湯

中川智君

中川西田

中川昌司君

中川野村

中川哲郎君

中川芝

中川博一君

中川斎藤

中川嘉隆君

中川芝

中川博一君

中川儀間

中川光男君

中川藤巻

中川健史君

中川室井

中川邦彦君

中川紙

中川智子君

中川櫻井

中川充君

中川樺葉賀津也君

中川田中

中川直紀君

中川德永

中川工リ君

中川樺葉賀津也君

中川直嶋

中川正行君

中川難波

中川獎二君

中川野田

中川國義君

中川白

中川眞勲君

中川林

中川久美子君

中川小見山幸治君

中川洋之君

中川北澤俊美君

中川北

官報(号外)

平成二十六年十一月十九日 参議院会議録第九号 投票者氏名

古川	藤井	林	馬場	羽生田	長峯	中西	高橋	島田	上月	佐藤	北川	岡田	大野	衛藤	大家	木村	片山さつき君	熊谷	小坂	憲次君	義雄君	泰正君	直樹君	敏志君	通子君	光英君	岩城								
	俊治君	芳正君	成志君	浩太郎君	雅治君	祐介君	俊郎君	宏文君	信秋君	ゆかり君	イツセイ君	直樹君	義雄君	泰正君	敏志君	通子君	光英君	房江君	秀久君	秀久君	房江君	房江君	直樹君	敏志君	隆史君	光英君	岩城								
堀井	藤井	福岡	橋本	長谷川	二之湯	西田	中原	中泉	豊田	柘植	鶴保	島田	末松	関口	高階	島田	佐藤	佐藤	北村	金子原	岸	岡田	岡田	大沼みずほ君	宇都	隆史君	宇都	隆史君							
	政人君	巣鷺君	聖子君	岳君	昌司君	哲郎君	八一君	弘文君	克法君	芳文君	庸介君	三郎君	信介君	昌一君	恵美子君	昭子君	良祐君	信秋君	経夫君	二郎君	宏一君	廣君	廣君	秀久君	秀久君	秀久君	秀久君	宇都	隆史君						
西村まさみ君	長浜	藤井	福岡	橋本	長谷川	二之湯	西田	中原	中泉	豊田	柘植	鶴保	島田	末松	関口	高階	島田	佐藤	佐藤	北村	金子原	岸	岡田	岡田	大沼みずほ君	水落	敏栄君	水落	敏栄君						
	まさみ君	政人君	巣鷺君	聖子君	岳君	昌司君	哲郎君	八一君	弘文君	克法君	芳文君	庸介君	三郎君	信介君	昌一君	恵美子君	昭子君	良祐君	信秋君	経夫君	二郎君	宏一君	廣君	廣君	秀久君	秀久君	秀久君	秀久君	水落	敏栄君					
野田	長浜	藤井	福岡	橋本	長谷川	二之湯	西田	中原	中泉	豊田	柘植	鶴保	島田	末松	関口	高階	島田	佐藤	佐藤	北村	金子原	岸	岡田	岡田	大沼みずほ君	宮沢	洋一君	宮沢	洋一君						
	國議君	まさみ君	政人君	巣鷺君	聖子君	岳君	昌司君	哲郎君	八一君	弘文君	克法君	芳文君	庸介君	三郎君	信介君	昌一君	恵美子君	昭子君	良祐君	信秋君	経夫君	二郎君	宏一君	廣君	廣君	秀久君	秀久君	秀久君	秀久君	水落	敏栄君				
中山	中山	江口	江口	室井	藤巻	柴田	儀間	東	和田	松沢	水野	田中	横山	谷合	新妻	山本	浜田	矢倉	杉	河野	秋野	石川	柳澤	吉川	森本	森本	前田	舞立	昇治君						
	恭子君	克彦君	邦彦君	健史君	光男君	巧君	徳永	直嶋	櫻井	芝	小林	大島	小川	尾立	足立	有田	石橋	渡辺	山下	吉田	柳澤	吉川	森本	森本	武志君	新平君	松山	松山	新平君						
荒井	荒井	中野	中野	室井	藤巻	柴田	儀間	東	和田	松沢	水野	田中	横山	谷合	新妻	山本	浜田	矢倉	杉	河野	秋野	石川	柳澤	吉川	森本	森本	前田	舞立	昇治君						
	広幸君	正志君	アントニオ猪木君	眞山	眞山	清水	寺田	小野	山田	行田	薬師寺みちよ君	山口	西田	佐々木さやか君	竹谷	牧山	水岡	井上	吉田	柳澤	吉川	森本	森本	前田	舞立	昇治君	新平君	松山	松山	新平君					
片山さつき君	片山さつき君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君	片山虎之助君					
	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田
金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君	金子原二郎君		
	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田	岡田

反対者氏名
日程第一〇 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名
日程第一一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
二三八名

井上哲士君
紙智子君
倉林明子君
田村智子君
辰巳孝太郎君
山下芳生君
又市征治君
吉田慶子君
井上哲士君
市田忠義君
吉良よし子君
小池晃君
大門実紀史君
仁比聰平君
福島みずほ君
吉田忠智君
浜田和幸君
谷亮子君
山本太郎君
白亮子君
林久美子君
白真勲君
浜田和幸君
東君
主賓了君
輿石東君
五一名

反対者氏名
日程第一〇 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名
日程第一一 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
二三八名

平成二十六年十一月十九日

参議院会議録第九号

投票者氏名

木村 義雄君	岸 北村 宏一君
北川イッセイ君	熊谷 大君
小坂 憲次君	佐藤 信秋君
上月 良祐君	佐藤 ゆかり君
山東 昭子君	佐藤 ゆかり君

島田 三郎君	島村 大君
高階恵美子君	高橋 克法君
閑口 昌一君	鴻池 祥肇君
島田 三郎君	酒井 康行君
高階恵美子君	島尻安伊子君

水落 敏栄君	溝手 顯正君
三宅 伸吾君	岸 周司君
丸川 球代君	宮本 宏君
丸川 球代君	森屋 宏君
三木 亨君	山崎 力君

前川 長峯	溝手 宏一君
二之湯武史君	中川 雅治君
野上浩太郎君	中西 祐介君
羽生田 俊君	豊田 俊郎君
馬場 成志君	柘植 芳文君

前田 清成君	牧山ひろえ君
松山 政司君	水岡 俊一君
丸山 和也君	安井美沙子君
三原じゅん子君	柳田 稔君
三宅 伸吾君	蓮 節君

増子 輝彦君	宮沢 洋一君
森本 まさこ君	森本 光美君
森本 まさこ君	柳澤 沙織君
森本 まさこ君	柳澤 公造君
森本 まさこ君	柳澤 博崇君

中野 正志君	牧山ひろえ君
中野 正志君	又市 征治君
中野 正志君	荒井 広幸君
中野 正志君	平野 達男君
中野 正志君	吉田 忠智君

佐藤 ゆかり君	福島みずほ君
佐藤 信秋君	佐藤 ゆかり君
上月 良祐君	佐藤 ゆかり君
佐藤 信秋君	佐藤 ゆかり君
佐藤 信秋君	佐藤 ゆかり君

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十九日

參議院會議錄第九号

投票者氏名

されます。支援法に掲げられている各条項が適用されるのは、国籍法に規定される日本国民だけです。

六 支援法が国籍法に規定される日本国民以外の者、すなわち朝鮮籍の者に適用された場合は、日本国民が納めた税金が朝鮮籍の者に供与されることから、これは日朝平壤宣言における経済協力とみなしてよろしいですか。

右質問する。

平成二十六年十一月十四日
内閣総理大臣臨時代理
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律」に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員有田芳生君提出「北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律」に
法律」に関する質問に対する答弁書

一について

第一次安倍内閣発足後、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律(平成十四年法律第百四十三号。以下「支援法」といふ)第二条第二項の関係行政機関の長との協議については行われていない。

二について

お尋ねの認定分科会については、第二次安倍内閣発足後、開催していない。なお、同分科会は、「拉致問題対策本部の設置について」の廃止について(平成二十五年一月二十五日閣議決定)により廃止しているが、支援法第二条第一

項の認定は、同分科会の設置の有無にかかわらず、必要に応じ行うこととしている。

三について

御指摘の「この会合」に出席した北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族及び北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会の会長については、支援法第二条第一項の「被害者の家族」には含まれない。

四について

御指摘の「この会合が支援法に適合している」

の意味するところが明らかではないが、政府としては、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族に対して必要に応じ、適宜適切に面談を行つている。

五について

支援法第二条第一項においては、「被害者」とは、北朝鮮当局によつて拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者と規定しているが、同項に規定する「被害者の配偶者等」及び「被害者の家族」には、日本国民以外の者も含まれる。

六について

支援法に基づく施策は、帰国した被害者及び帰国し、又は入国した被害者の配偶者等の自立を促進し、被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資することを目的として行われてきている。一方、日朝平壤宣言における経済協力は、国交正常化交渉においてその具体的な規模と内容を協議し、国交正常化の後に行うこととしており、政府として支援法に基づき実施してきた施策がこの経済協力に当たるとは考えていらない。

放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十一月五日 渡辺美知太郎

参議院議長 山崎 正昭殿 渡辺美知太郎

放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問主意書

おり、指定廃棄物は「地域の問題」ではない。どのような意図を持つてこのような答弁をしたのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 予算委員会における私の、井上前環境副大臣は基本的には自治体の意向、住民の理解を得ず

に國が強制的に調査することはないと言つてはいますが、内閣改造後もこの方針は継続されるという理解でよいかとの旨の問い合わせに対し、望月環境大臣は、「詳細調査の実施に当たつては、地元の方々の御理解を得られるよう、その候補地の選定経過や処理施設の必要性、安全性などについて丁寧な説明を行う努力が必要だと考えております。今後、こうした努力をせず詳細調査を行うつもりもなく、これまでの姿勢と変わらず地元の方々の御理解をいただく、そういう努力をしてまいりたいと思います。」と答弁しています。そうした中、十月八日に環境省は、宮城県加美町で詳細調査を行つてゐる。同町は自治体として原発再稼働を前提としている以上、放射性廃棄物の拡散を招く虞もあることから見直すべきである。そこで、以下質問する。

一 平成二十六年十月八日の参議院予算委員会(以下「予算委員会」という。)における私の放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問に対し、安倍内閣総理大臣は、「国としては、各県で発生している指定廃棄物はそれぞれの地域の問題として各県単位で処分することが適當と考えており」と答弁しているが、放射性指定廃棄物は東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により発生したものであり、本来の事業者責任は東京電力株式会社にある。そして、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)において、処分については国が責務を負うこととして

三 宮城県加美町は現在座込み等により詳細調査の受入れを物理的に拒否しているが、このよう

な事態が起こることは、これまでの環境省の不誠実ともいえる対応から容易に予測することが可能であつたと考える。そこで、環境省は今回のような座込みによる受入れ拒否を事前に予測していたのか。また、座込みに対してもは今後、どのような対応を行つのか明らかにされたい。

四 前記二に関して、「地元の方々の御理解」とは何をもつて理解したと捉えるのか。例えば、地方における防潮堤等整備の際の公聴会のようものをもつて「地元の方々の御理解」を得たとするのか。具体的に示されたい。

右質問する。

官報 (号外)

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員渡辺美知太郎君提出放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員渡辺美知太郎君提出放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の平成二十六年十月八日の参議院予算委員会における安倍内閣総理大臣の答弁は、指定廃棄物(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号)第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。)の処理については、同条の規定及び「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針」(平成二十三年十一月十一日閣議決定)に基づき、国の責任において行なことを説明したものが、都道府県内において行なことを説明したものである。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月五日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

政府としては、引き続き、地元からの質問に対する丁寧な回答、新聞等による広報等を通じて、地元の御理解を得られるよう努めてまいりたい。

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田和幸君提出中国サンゴ密漁船に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの具体的な監視体制を明らかにすることは、今後の監視・取締活動に支障を来すおそれがあることから、差し控えたいたが、海上保安庁においては、小笠原諸島周辺海域において、大型巡視船や航空機を集中的に投入した特別な体制をとつており、水産庁が派遣している漁業取締船等と連携し、外国漁船の監視・取締りを強化している。また、警視庁においては、平成二十六年十月三十一日に警察官二十八名を同庁小笠原警察署に派遣してパトロール活動を強化するなど、住民の安全・安心を確保するために必要な対応を行つてゐるものと承知している。

平成二十六年十一月五日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

拉致被害者救出に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月五日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

拉致被害者救出に関する質問主意書

世界自然遺産に登録されている小笠原諸島の沖合で、赤サンゴの密漁目的と見られる中国漁船が二百隻規模で確認されている。これに關して、以下質問する。

一 海上保安庁と警視庁の監視体制について、現状を具体的に示されたい。

二 船舶事故や地元観光業の風評被害、乱獲による環境悪化が懸念され、地元漁師も自主的に監

る努力をしてきたところであり、また、宮城県

知事から宮城県の市町村長の総意として詳細調査を受け入れるとの報告を受けたことから、三か所の詳細調査候補地において詳細調査を開始したものである。

御指摘の「座込みによる受入れ拒否」については、事前に予測していなかつた。政府としては、詳細調査を実施しながら、引き続き、地元からの質問に対する丁寧な回答、新聞等による広報等を通じて、地元の御理解を得られるよう努めてまいりたい。

右質問する。

政府としては、小笠原諸島周辺海域で中国船籍のサンゴ船とみられる船舶を確認して以降、累次にわたり外交ルートを通じ中国政府へ再発防止について申入れを行つてきている。引き続き、水産庁、海上保安庁等の関係機関により、我が国法令にのつとり厳正かつ適切に対応を行いつつ、今後の中国船籍のサンゴ船とみられる船舶の動向を注視しながら、必要に応じ、中国政府に対して再発防止を申し入れていく所存である。

拉致ではないが、一般論として言えば、海上における外国漁船の監視・取締りについては、水産庁、海上保安庁等において実施しており、御指摘の「かなりの密漁を許している」とついても、水産庁、海上保安庁等の関係機関が連携しつつ対応しているところである。

拉致被害者救出に関する質問主意書

北朝鮮による拉致被害者らの調査を巡り、日本政府代表団は十月二十八日及び二十九日、平壌で北朝鮮の特別調査委員会との協議を行つた。国家主導で行われた拉致に調査の時間など要しないはずであるが、北朝鮮はいたずらに時間をかけることで、進展に向けた成果が上がらない安倍政権への国内世論の不満を増幅させ、政府の譲歩を引き出そうとしている意図が明白である。拉致問題を

交渉カードに使うこと自体が人道的観点から見て許しがたいことであり、これまでのように対話を続けても同じことの繰り返しになるのではないかと懸念する。

そもそも、他国に不法侵入し他国民を拉致する行為は、明確な国家主権の侵害であり、国際法上も侵略行為と定義される。同胞が囚われの身となつて三十年以上が経過しながら救出できないといふのは、日本が主権を守れない国であることを内外に示しており、拉致被害者の家族にとっては我が国が「平和な国」とは到底思えぬまま月日が経過し、再会が果たせず亡くなる家族も増えていく。これに関して、以下質問する。

一 安倍総理大臣はかねてより「対話と圧力」の姿勢を強調してきたが、対話が通じない相手には相応の圧力が必要である一方、日本がこれまで行った圧力は経済制裁の強化か朝鮮総連本部ビル売却問題でしかない。より相手に痛みを伴う圧力を用意する必要があると思われるが、他に想定される手段があるのかどうか、示されたい。

二 拉致された同胞を救出するため、最終的な手段として自衛権を使いし実力行使で救出する行為は、「國民主権」や「基本的人権の尊重」からも合憲と考えるが、政府の見解を示されたい。

三 北朝鮮は日本人遺骨の調査に重点を置いており、遺骨ビジネスで外貨を稼ぐ目算があると思われる。拉致被害は生存に関わる問題であり、被害者家族も高齢化し一刻を争う問題である以上、拉致被害者の調査を遺骨帰還の問題と切り離し、調査結果の明確な期限を設けて北朝鮮側の引き延ばし作戦を断ち切る決意を示す必要があると思われるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎

参議院議員浜田和幸君提出拉致被害者救出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十六年十一月五日
参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

参議院議員浜田和幸君提出拉致被害者救出に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

政府としては、「拉致問題の解決に向けた方針と具体的な施策」(平成二十五年一月二十五日拉致問題対策本部決定)に基づき、今後とも、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討していく考えであるが、その内容を具体的に明らかにすることは、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

憲法第九条の下において認められる「武力の行使」については、

① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること

② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと

③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

という三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られると解しております。このための十億ドル以上の基金創設などを求めている。これに関して、以下質問する。

一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、九月三十日時点で東電株約五十四パーセントを保有する大株主であり、政府は公的資金を注入した当事者である。過去に米国の裁判所で顧客らに訴えられた昭和電工株式会社やトヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ」という)は、いずれも十億ドル以上の和解金に応じる形で訴訟を終結させており、訴訟が受理された時点では審理は不利に

「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十一月五日
参議院議長 山崎 正昭殿 浜田 和幸

参議院議員浜田和幸君提出「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問主意書

「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問主意書

東日本大震災の救援活動「トモダチ作戦」に従事した元米軍兵士らが、東京電力株式会社(以下「東電」という)に対して、福島第一原子力発電所の事故で被曝したとして損害賠償などを求めている訴訟(以下「本件訴訟」という)で、米国カリフォルニア州サンディエゴの連邦地裁が同州での訴訟を認める判断を下した。と現地メディアが十月三十日付けで報道している。東電側は司法権の問題を理由に米国での集団訴訟ではなく日本での審理を求めていたが、連邦地裁はこれを退けた。同訴訟は、被災地の支援活動に参加した人たちが中心となつて当初は二十六人の原告団で構成されたが、提訴の時点で約八十八人、その後約二百人まで膨れ上がりつており、弁護団は千四百人にまで拡大する」と意気込んでいるという。損害賠償の金額は未定とされ、それとは別に健康診断や治療を行うための十億ドル以上の基金創設などを求めている。これに関して、以下質問する。

三 本年三月十一日の参議院予算委員会で、本件訴訟の対応について質問した際、岸田外務大臣は事故当初から情報発信を積極的に行つており、今後も広報活動に取り組む旨の答弁をされた。しかし、四月に入りオバマ大統領が国賓で来日した際、本件訴訟について話し合われた記録はなく、今回の連邦地裁による訴訟受理となつた。個別訴訟とはいえ、米国が日本の「トモダチ」として救援してくれた善意の作戦が、結果的に両国の外交問題に発展する可能性が生じており、政府としては大統領来日に当たつて何らかの対策をする余地があつたと思われるが、外交交渉の議題として取り上げた記録はない。なぜ事前に摘み取る努力を怠つたのか、

政府の見解を示されたい。

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 国務大臣 麻生 太郎

参議院議員浜田和幸君提出「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出「トモダチ作戦」
巨額賠償訴訟に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
御指摘の訴訟は、私人間の係属中の訴訟であることから、政府としてお尋ねについてお答えすることは差し控えたい。
三について
外交上のやり取りの詳細について明らかにすることは差し控えたい。

公有水面埋立法の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月六日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

公有水面埋立法の運用に関する質問主意書
平成二十六年十月三十日に沖縄県知事選挙が告示され、米軍普天間飛行場移設に伴う名護市辺野古への新基地建設計画の推進の是非が選挙戦の大きな争点になつてゐる。
辺野古への新基地建設については、平成二十五年十二月二十七日に政府が提出した名護市辺野古沿岸の埋立て申請を仲井眞弘多沖縄県知事が公有水面埋立法(以下「本法」という)に基づいて承認したことが前提となつてゐるが、複数の候補が

埋立て申請の承認撤回を主張している。

例えば、平成二十六年十月二十九日に那覇市内で行われた沖縄タイムス主催の討論会で、翁長雄志・前那覇市長は「瑕疵があれば、承認を取り消す」と明言し、自身が当選すれば反対の民意が示されることになるとの考え方から、承認の撤回を視野に入れるとの見解を示している。

これに対して、平成二十六年十月三十一日の読売新聞では、「法的に瑕疵のない承認の撤回、取り消しはできない」という防衛省幹部の見解が示されている。他方、平成二十六年二月十八日の琉球新報では、沖縄大学副学長の仲地博教授が、「次の知事が、前の知事の承認を違法と判断した場合や、承認時に公益に合致すると判断されたが、その後の社会変化などで公益にあわなくなつたと判断した場合は、承認の取り消しや撤回はできる」との見解を示している。

このような観點から、以下質問する。

一本法の第十三条ノ二に「都道府県知事正當」事由アリト認ムルトキハ免許ヲ為シタル埋立ニ

関シ埋立区域ノ縮少、埋立地ノ用途若ハ設計ノ概要ノ変更(中略)ヲ許可スルコトヲ得」とあるが、都道府県知事が一度承認した申請がその後、変更若しくは許可取消しされた事例は過去にあるのか、具体的に示されたい。

二 本法の第十三条ノ二でいう「都道府県知事正當」事由には、仲地教授が指摘するよう、「次の知事が、前の知事の承認を違法と判断した場合や、承認時に公益に合致すると判断されたが、その後の社会変化などで公益にあわなくなつたと判断した場合」などの都道府県知事の政治的判断は含まれると解すべきか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

参議院議長 山崎 正昭殿

糸数 慶子

平成二十六年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 国務大臣 麻生 太郎

参議院議員浜田和幸君提出公有水面埋立法の運用に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出公有水面埋立法の運用に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「都道府県知事が一度承認した申請がその後、変更若しくは許可取消しされた事例」については、調査に膨大な作業をすることが、お答えすることは困難である。
二について
お尋ねの「政治的判断」の意味するところが明らかでなく、また、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたいが、一般論として申し上げれば、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項に規定する「正當ノ事由」とは、同項の規定による出願事項の変更の許可の申請に、正当な客観的事情がある場合をいうものと解している。

よつて、以下質問する。

一本件取決めに基づく情報交換制度及び二〇一三年一月に改定された同制度の枠組みとその運用状況について、それぞれ明らかにされたい。

二 在日米軍基地内で感染症が発生し、基地外への感染拡大の事態が想定される場合の情報交換等に関する日本政府と米国政府との連絡調整の枠組みは存在するのか、存在するならばその枠組み及び日本政府における担当部局について明らかにされたい。また、その場合の日本政府内及び沖縄県における関係地方行政機関との連絡調整等の体制についても明らかにされたい。

三 沖縄県における関係地方行政機関と米国政府との連絡調整等に当たつては、その円滑な実施のため日本政府による適切な助言及び支援が必要と考えるが、現在十分行われていると認識しているのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

参議院議長 山崎 正昭殿

糸数 慶子

在日米軍基地において感染症が発生した際の情報交換に関する質問主意書

近年、エボラ出血熱や鳥インフルエンザなど感染症に対する関心が高まつており、我が国においてもデング熱の国内感染事例が発生するなどして世界各地と在日米軍基地との間を往来する米軍人由来で我が国において感染症が流行する可能性も否定できない。これに関しては、我が国の国内法令が適用されないことから、一九六六年八月の日米合同委員会における取決め「日米衛生当局間における情報交換について」(以下「本件取決め」という)に基づき、一九七四年六月以降、沖縄県と在沖米海軍病院との間で感染症に関する情報交換制度があると承知しているが、感染症の発生・拡大を回避するためにも、日米政府間における情報交換の枠組み等について確認しておく必要がある。

(号外) 報

平成二十六年十一月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍基地において感染症が発生した際の情報交換に関する質問

に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍基地において感染症が発生した際の情報交換に関する質問

する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの情報交換については、昭和四十一年八月一日付け及び同年九月一日付け、平成二十五年一月二十四日付け並びに同年九月十九日付

けの在日米軍と日本国衛生当局との間における情報交換に関する日米合同委員会合意(以下「日米合同委員会合意」という。)に基づき、在日

米軍の各病院又は各動物診療所の指揮官と当該

病院又は動物診療所が所在する地域を管轄する

日本国保健所長との間で特定の感染症につい

て相互に通報が定期的に又は隨時に行われてい

るほか、特定の施設及び区域並びにその周辺にわたる広範な防疫措置が必要となつた場合には、これらの関係者が相互に緊密に協力し、必

要な措置をとることとされている。これに加えて、日米両政府間においても、日米合同委員会を通じる等して必要に応じて情報交換を行つて

いる。こうした情報交換に関する政府における担当部局は、外務省北米局及び厚生労働省健康局である。

また、お尋ねの「沖縄県における関係地方行政機関が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、日米合同委員会合意に基づき、日本国の保健所長が特定の感染症につき通報を

受けた場合又は特定の施設及び区域並びにその

周辺にわたる広範な防疫措置が必要となつた場合

には、沖縄県知事を含む特定の都道府県知事

又は保健所を設置する市の市長が厚生労働省健

康局結核感染症課宛てにその旨を連絡すること

とされているほか、政府として、これまで米側から得た情報を沖縄県を含む関係地方公共団

体と適切に共有してきているところであり、引き続き、政府部内で緊密に連携しつつ、こうし

た取組を行つていく考えである。

申請は支給単位期間の終了後しかできず、申請期間は実質二か月程しかない。

また、介護休業給付の申請期間においては、

「休業終了日から二か月後の月末日」とされてい

る。それぞれ、天災事変等に由来するごく特殊な事案を除き、同日を過ぎると、権利行使で

きない実態がある。雇用保険法が規定する権利期間が、実質的に数分の一に制約されている状態である。なぜ、このようにあえて短期間の申請期間を設定し、雇用保険被保険者に不利益をもたらすことにしているのか、その理由を示されたい。

雇用保険給付の一部について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十六年十一月十日

参議院議長 山崎 正昭殿
山本 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

山本 太郎

二 雇用保険法の他の給付、例えば失業等給付においては、「一年以内」の申請期間が認められており、また雇用保険の姉妹制度といえる労災保険の労災保険給付においては、申請期間の縛りは存在しない(二年又は五年の時効のみ)。これらの給付に比して、育児休業や、介護休業の給付のみごく短期間の申請期間を設定することを示されたい。

三 前記二について整合性に欠けると判断された場合、是正の意志の有無について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十八日

参議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議員山本太郎君提出雇用保険給付の一部

について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 雇用保険法では、給付を受ける権利に関する

は、二年間の時効が設定されているが、育児休業給付の申請期間は、二か月毎の支給期間の初

日から四ヶ月を経過する日の属する月の末日ま

でと規定がある上、当該支給単位期間中の休業

実績、及び賃金の支給実績を確認するために、

参議院議員山本太郎君提出雇用保険給付の一部について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問に対する答弁書

一部について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問に対する答弁書

一について

育児休業給付については、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号。以下「法」という。)第六十一条の四第一項において、一歳(一定の場

合にあつては、一歳六箇月)に満たない子を養育するための休業に係る給付とされているが、当該休業の期間中の労働者の生活の安定を図る必要があることから、雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号。以下「規則」という。)第一百一条の十三第五項において、一又は連続する二の支給単位期間について、迅速な給付を行う趣旨から、原則として、当該支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに支給申請を行うこととしている。

また、介護休業給付については、法第六十一条の六第三項において、給付の対象となる休業の期間は最大で三箇月とされているが、当該休業の期間中の労働者の生活の安定を図る必要があることから、規則第一百一条の十九第三項において、迅速な給付を行う趣旨から、原則として、当該休業を終了した日の翌日から起算して二箇月を経過する日の属する月の末日までに支給申請を行うこととしている。

二及び三について

御指摘の労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく労働者災害補償保険は、使用者の災害補償責任を担保するためのものであり、労働者の生活及び雇用の安定を目的とする法に基づく雇用保険の給付とは趣旨が異

より影響を認めている。実験線でのトンネル工事に際しては、環境影響評価の手続が行われていないと承知しているが、実際の工事に先立つて、工事による地下水への影響に関する予測を行っている。それにもかかわらず、なぜこうした事態を予測することができなかつたのかとの点につき検証作業は実施されたのか、実施されていた場合には具体的方法を明らかにされたい。

二 前記一に關して実験線で地下水が枯渇することを予測できなかつたことを踏まえ、リニア計画の環境影響評価の手続における地下水予測シミュレーションに際して改善された点を明らかにされたい。

三 JR東海が公表した環境影響評価書では、地下水位の予測シミュレーションに、一九八三年に開発されたTOWNBYプログラム(準三次元)を用いたと記載されている。また、資料編に記載されているモードルの計算式も準三次元の計算式である。これを受け、環境大臣意見及び中央新幹線(東京都・名古屋市間)に係る環境影響評価書に対する国土交通大臣意見(以下「国土交通大臣意見」という。)では最新のシミュレーションモデル(三次元)を用いて解析を行うよう指摘されていたが、補正後の環境影響評価書(以下「補正評価書」という。)での記載でもモodel及び計算式は補正されていない。一方、国土交通大臣意見への事業者の見解では、「一般国道四百七十四号(遠南信自動車道)青崩岐道路の環境影響評価等に用いられた三次元水収支解析を実施しています」と記載されているが、そのモodelや計算式、入力に用いたパラメーターを示した資料は補正評価書のどこのにも記載されていない。国土交通大臣は、補正評価書のどこの

部分を確認し、補正されたと認識したのか、示されたい。

四 従来からの見解では避けることは不可能であり、できるだけ短く通過するとした活断層について、その活動性を科学的に評価(トレンチ調査を実施して行う評価)したのか。していないとすればなぜなのか、示されたい。かつて東海道新幹線の路線を決定する際には、丹那断層の活動周期が検討課題となり、当時の科学的知見で、活動周期は千年とされ、最新の活動が一九三〇年であることから当面動かないとの判断がなされた。同様に、リニア計画においても、横切る活断層全てについて、最新の知見による活動周期等の活動性の評価を行う必要が人命を預かる公共交通である鉄道建設としては必須と考えるが、その必要性をどのように考えるか政府の見解を明らかにされたい。

五 リニア計画のルートが横切ることになる活断層が活動した際に、絶対に破壊されない構造物を構築する技術をJR東海が有していると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 南アルプスの隆起量について、JR東海の示した補正評価書では、百万年を超えるスケールでの平均隆起速度は二から四ミリメートル毎年と書かれているが、これは地表の侵食がある場合の数値を採用したものである。リニア計画は大深度地下や山岳部の地下の土砂には、これまでの科学的知見でも不明な微生物や鉱物を含む可能性が高い。こうした残土を生物地理的な区域を越えて移動させることは、新たな外来種問題や公害を発生させる危険が高いと考えられる。リニア計画は、そのほとんどが地下構造であり、地上部においては橋梁を建設するという計画であることから、生物地理学的な区域を越えずに残土を処理することは不可能であると考えられる。しかし、同計画が認可されたということは、こうした問題を解決できるめどがあることと判断したと理解してよいか。そうであるならば、解決方法を具体的に示されたい。

七 静岡県域では、二軒小屋から畠薙ダムにかけての

の大井川沿いの六か所と、白根南嶺の奈良田越え付近の標高二千メートル近い稜線直下の二か所に発生土置場が計画されている。これらの発生土置場は災害の要因として大きな問題がある。南アルプスと同じ地質帯である紀伊半島南部では一年前の台風で大規模な深層崩壊が多数発生した。大規模崩壊で生じた崩壊物は対岸を数十メートルも跳ね上がり、多数の天然ダムを生じさせたことは各種報道でも明らかにされている。同じ地質帯である南アルプス地域でも同様の危険が想定される。南アルプス全域はこれまで一七〇七年の宝永地震では大谷崩れ、一八五四年の安政東海地震では七面山崩壊という大規模崩壊が発生している。この規模の崩壊が発生した場合、JR東海が想定している工学的な対処では防ぐことができないのは、過去の多くの災害の経験から自明であるが、各種問題を抱える残土処理問題を問題なしとして認可した根拠を示されたい。

八 大深度地下や山岳部の地下の土砂には、これまでの科学的知見でも不明な微生物や鉱物を含む可能性が高い。こうした残土を生物地理的な区域を越えて移動させることは、新たな外来種問題や公害を発生させる危険が高いと考えられる。リニア計画は、そのほとんどが地下構造であり、地上部においては橋梁を建設するといふ計画であることから、生物地理学的な区域を越えずに残土を処理することは不可能であると考えられる。しかし、同計画が認可されたということは、こうした問題を解決できるめどがあることと判断したと理解してよいか。そうであるならば、解決方法を具体的に示されたい。

九 リニア計画については、事業単体では赤字であるとJR東海自身が認めているところである。全国新幹線鉄道整備法(以下「全幹法」という。)に基づく本事業が「民間企業の事業として、赤字での運営になるということは法の理念に反するのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

十 國土交通省の中央新幹線小委員会では、事業予測を実施した際に、利用者数が横ばいという厳しい予測条件のもと、事業として成立すると判断したとしているが、この予測が行われた後、国立社会保障・人口問題研究所から将来の我が国の人口が減少するという新たな人口予測が発表された。この新たな人口予測を反映した再度の事業予測を実施したのか、明らかにされたい。

十一 仮にJR東海が一民間企業としてリニア計画を遂行できなくなつた場合、全幹法に基づく本事業はどこが引き継ぐことになるのか。その際に、現時点では国家予算を投入する可能性はないと国土交通省は明言しているが、政府として同様の認識であるのか明らかにされたい。

十二 超伝導リニア方式に不可欠なヘリウムの供給について、二〇二一年九月までに民間企業向けの払出しは終了するとしているが、リニア計画において安定的な供給は確保されているのか。また、資源量減少の際に生じる価格の高騰については事業予測を実施した際に考慮されたのか。

十三 全幹法に基づく鉄道事業は国及びそれに準ずる機関が建設を行うのが基本であるが、リニア計画の建設から運用に至るまで一民間企業が実施することと全幹法との整合性について、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

工事に伴う環境影響回避策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みづほ君提出リニア中央新幹線

幹線工事に伴う環境影響回避策に関する質問に対する答弁書

一について

東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）は、山梨実験線（以下「実験線」という。）の工事に先立ち、実験線が通過する沢や川を境にトンネル区間を八つに分けて、各区間のトンネルの掘削に伴う水資源への影響について事前に定性的な評価（以下「事前評価」という。）を行っている。JR東海が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に基づき作成した「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書」（以下「環境影響評価書」という。）の中では、事前評価の結果と実際に生じた水資源への影響が対比表として示されている。

二について

事前評価においては、水文調査や地質調査に基づき定性的な予測が行われたのに対し、環境影響評価においては、南アルプス区間にて、水收支解析を実施し、水資源への影響を定量的に予測している。

三について

環境影響評価書についての国土交通大臣からの意見（以下「国土交通大臣意見」という。）において、「必要に応じて精度の高い予測を行い、その結果に基づき水系への影響の回避を図ること

と」を求めたのに対し、JR東海は、補正後の環境影響評価書において、「今後、トンネル工事実施までに巨摩山地及び伊那山地においても三次元水収支解析を実施してまいります。工事にあたっては、事前に先進ボーリング等、最先进端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや、覆工コンクリート、防水シートを設置することにより水位への影響を低減し、水系への影響を回避するよう努めてまいります」と記載している。

なお、御指摘の「モデル及び計算式」については、環境影響評価書の補正前後で変更されていないが、JR東海によると、昭和五十八年に開発されてから約三十年にわたって改良が進められてきたもので、最新の予測手法であるとのことです。

四について

中央新幹線については、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号。以下「全幹法」という。）第五条第一項の規定に基づく指示により、昭和四十九年から平成二十年まで、日本国有鉄道、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及びJR東海により、地形・地質等に関する調査が行われたところである。当該調査においては、水平ボーリングにより、一部の活断層の地質の状況についても調査が行われている。今後JR東海により行われる工事においても、活断層の活動度にかかわらず、水平ボーリング等により活断層の地質の状況が調査される予定であり、必要な対策が講じられるものと考えている。

五について

平成二十四年七月に改訂された「鉄道構造物

等設計標準（耐震設計）」においては、「構造物の建設地点における地震動および地震に伴い生ずる事象が構造物に与える影響等を総合的に考慮して構造物の位置、形式等を定めるものとする」としている。

中央新幹線においても、JR東海により、鉄道構造物等設計標準に基づいて、構造物の設計等がなされる予定である。

お尋ねの「補正評価書を妥当と判断」の意味するところが明らかではないが、環境影響評価法において、国土交通大臣は、JR東海が送付した環境影響評価書について意見を述べ、JR東海は、この意見を勘案して環境影響評価書を補正し、これを同大臣に送付、公告及び総覧することとされており、補正後の環境影響評価書には、地質学的手法による隆起量について、財団法人東京大学出版会（当時）から平成十七年に第二刷が発行された「日本の地形－総説」に基づき、浸食がない場合の隆起速度が示されている。

六について

お尋ねの「補正評価書を妥当と判断」の意味するところが明らかではないが、環境影響評価法十三号等の関係法令に従つて適正に処理がなされるものと認識している。

中央新幹線においても、JR東海により、鉄道構造物等設計標準に基づいて、構造物の設計等がなされる予定である。

七について

国土交通大臣意見において、「発生土置場からの流出砂・崩壊等に伴う土砂災害・・・を最大限回避するよう、発生土置場での発生土を適切に管理すること」を求めるのに對して、JR東海は、補正後の環境影響評価書において、「発生土置き場の崩壊に伴う土砂災害・・・が生じないよう努めます。また、関係地方公共団体等と調整を行った上で、工事中及び完成後において周辺環境に影響を及ぼさないための管理計画を、発生土置き場ごとに作成して、適切に管理を行います」と記載している。

八について

十二について

御指摘の「事業予測」の意味するところが必ず

配慮がなされるものであるかどうかを審査し、中央新幹線の工事実施計画を認可したものである。

九について

御指摘の「生物地理学的な区域を越えずに残土を処理することは不可能」の意味するところが必ずしも明らかではないが、建設発生土については、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）等の関係法令に従つて適正に処理がなされるものと認識している。

十について

九から十一まで及び十三について

御指摘の「法の理念」、「新たな人口予測を反映した再度の事業予測」、「リニア計画を遂行できなくなつた場合」及び「全幹法に基づく鉄道事業は国及びそれに準する機関が建設を行うのが基本」の意味するところが必ずしも明らかではないが、中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定に当たっては、国土交通大臣は、全幹法第十四条の二の規定に基づき、交通政策審議会に諮問を行つており、平成二十三年五月の同審議会の答申「中央新幹線の営業主体及び建設主体の指名並びに整備計画の決定について」において、中央新幹線の事業特性及びJR東海の事業遂行能力を「総合的に勘案し、東京・大阪間の営業主体及び建設主体としてJR東海を指名することが適当である。」とされたこと等を踏まえ、同大臣は、全幹法第六条第一項の規定に基づき、中央新幹線の営業主体及び建設主体としてJR東海を指名するとともに、全幹法第七条第一項の規定に基づき、「中央新幹線の建設に関する整備計画」を決定したものである。

十一について

十二について

御指摘の「事業予測」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、JR東海によると、超電導磁石に使用される液体ヘリウムは、日本の年間輸入量や世界の総産出量に比べてごく僅かであり、十分に確保可能であるとのことである。

川内原発の避難計画に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十日

福島みづほ

参議院議長 山崎 正昭殿

川内原発の避難計画に関する質問主意書

(号外)

九州電力株式会社川内原子力発電所(以下「川内原発」という)の避難計画をめぐつては、従来から①三十キロメートル圏内ののみの避難計画になつてゐること、②複合災害を反映していないこと、③十キロメートル以遠の避難行動要支援者の入院・入所している施設の避難計画が立案されていないこと等数多くの問題点に関して、住民から多くの意見が出されている。住民の意見は、自らの家族及び子どもや孫の生命を守りたいという切実なものであり、地域の実情に即した現実的な意見である。しかし、これらの意見は顧みられることなく、再稼働が進められようとしている。また、十キロメートルから三十キロメートルにかけての避難行動要支援者が入所・入院している施設の避難計画が立案されていないなど、従来の内閣府が示している方針とも齟齬が生じている。さらに、五キロメートル圏内の在宅の避難行動要支援者の一部は、川内原発から至近距離の一時退避所に避

難することとなつておらず、住民の被ばくを前提とした計画ではないかと考えられる。右の点を踏まえ、以下質問する。

一 内閣府は、川内原発からおおむね十キロメートル以遠三十キロメートル圏内の避難行動要支援者の入院・入所している施設の避難先について、避難指示が出た後に、避難先候補施設リストが入力されたコンピューターシステムである「原子力防災、避難施設等調整システム」(以下「本システム」という)で避難先を選定するとしている。

1 本システムが完成したのはいつか。

2 本システムに、十キロメートル以遠三十キロメートル圏内の施設がアクセスできるよう

になるのはいつか。

3 本システムには、①医療施設、②各施設の空きベッド数、③職員などの情報は入つてゐるのか。入っている場合、アップデーターはどうのような頻度で行われるのか。

4 本システムの構築に関して、避難行動要支援者の入院・入所している施設の意見を聞いたか。

5 「共通課題についての対応方針」(平成二十五年十月九日原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議決定)においては、「重点区域内に

ある、病院等の医療機関や社会福祉施設等(以下、「入所施設」という)は、入院患者・入所者の避難に関する計画をあらかじめ作成する」とし、「この計画においては、入院患

者・入所者の受け入れに足る十分な避難先施設

をあらかじめ決めておく」となつてゐる。避

難指示が出てから本システムにより避難先を

決めることは、同方針に反していると考へるが、政府の見解を示されたい。

二 P A Z 圏内の在宅の避難行動要支援者のうち、避難によつて健康リスクが高まる者は、五箇所に設けられた屋内退避施設に避難することとなつてゐる。この屋内退避施設のうち、川内原発に最も近いのは旧滄浪小学校体育館であり、同原発から二キロメートル以内の場所にある。平成二十六年五月二十八日の原子力規制委員会の資料「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」に掲載されている表によれば、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の百分の一程度の規模のセシウム百三十七の放出量であつても、二キロメートル地点におけるコンクリート構造物に屋内待避(二日間)の場合の被ばく量は最大で百九十三ミリシーベルト程度になると読み取れる。

1 旧滄浪小学校体育館と川内原発の距離は何キロメートルか。

2 旧滄浪小学校体育館に屋内退避した場合の被ばく量のシミュレーションは行つてゐるか。

3 旧滄浪小学校体育館に屋内退避した場合、最大何日間、同小学校に滞在することを想定しているか。また、屋内退避した者の救出方法や避難先は想定しているか。

4 本指針は、避難先の市町と協議したのか。協議した場合は、その日時と会議名、出席者を示されたい。

右質問する。

平成二十六年十一月十八日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議員福島みづほ君提出川内原発の避難計画に関する質問に対する答弁書

3 本指針は、避難先の市町と協議したのか。協議した場合は、その日時と会議名、出席者を示されたい。

右質問する。

一の4について

鹿児島県からは、本システムの構築に当たり、公益社団法人鹿児島県医師会、鹿児島県社会福祉施設協議会、鹿児島県知的障害者福祉協会等に対し、説明を行つたと聞いている。

一の5について

原子力災害対策本部長が、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。)に基づき策定された原子力災害対策指針(平成二十四年十月三十一日原子力規制委員会決定)を踏まえ、原災法第二十条第二項の規定に基づき、一時移転等の指示を行つた場合に、鹿児島県が本システムを利用して、あらかじめ登録された避難先候補施設の中から避難先を決めることは「共通課題についての対応方針」(平成二十五年十月九日原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議決定)に反してないと考える。

二の1について

お尋ねの旧滄浪小学校体育館と川内原子力発電所の距離は約一・六キロメートルと承知している。

お尋ねの旧滄浪小学校体育館に屋内退避した場合の被ばく線量のシミュレーションは行つていない。

二の3について

旧滄浪小学校体育館に屋内退避する場合の滞在時間は事態の規模及び事態の時間的な推移によるものと承知しており、安全に避難するための準備が十分に整つた段階で、避難への切替えを行うこととなる。また、同所に屋内退避した者の救出方法や避難先については、薩摩川内市との広域避難計画において同所を含む地区の避難

先が鹿児島市内の施設に定められていることも踏まえつつ、屋内退避した者の健康状態等に応じて決定されるべきものと考える。

三について

鹿児島県からは、救護所は、原子力災害対策第三十二条第一項の規定に基づき、一時移転等を実施する地区を決定した時点で、救護所としている。

本部長が原子力災害対策指針を踏まえ、原災法第三十二条第一項の規定に基づき、一時移転等を実施するための建物の規模や周辺の環境等を総合的に勘案し、選定することとしていると聞いている。

なお、御指摘の「原子力防災会議の資料」の記述は、鹿児島県防災会議で策定された鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編の記述に基づくものである。

このよう観点から、以下質問する。

一 現在、放射性物質に汚染されている可能性を理由に、日本製の食品の輸入禁止若しくは輸入制限を行つている国はどれくらいあるのか、具体的に示されたい。

二 東京電力福島第一原発事故後、我が国隣国である韓国や中華民国が日本からの食料の一部品目の輸入を禁止している事実そのものが国際社会に及ぼす影響は大きく、風評被害を助長しかねない。このような措置は速やかに解除されるべきだと思うが、政府の見解を示されたい。

また、政府は解除を求めるための取組を行つているのか、具体的に示されたい。

三 現在、政府は、我が国で製造される食品あるいは農水産物が放射性物質に汚染され、健康被害を生じさせるという海外での風評被害の払拭のためにどのような取組を行つているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問主意書

平成二十六年十一月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

書

現在、韓国及び中華民国では、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「東京電力福島第一原発事故」という。)後、日本からの食料の一部品目を輸入禁止する措置を行つており、さらに中華民国では日本から輸入する食品に都道府県ごとの产地証明書の添付を義務付ける方向であると

報じられている。

我が国で製造される食品あるいは農水産物が放う海外での風評被害の払拭は、日本食の持つブランド性を維持するとともに、国内の食品産業、農水産業の輸出市場確保のために、政府が主導的に取り組むものである。

このよう観点から、以下質問する。

一 現在、放射性物質に汚染されている可能性を理由に、日本製の食品の輸入禁止若しくは輸入制限を行つている国はどれくらいあるのか、具体的に示されたい。

二 東京電力福島第一原発事故後、我が国隣国である韓国や中華民国が日本からの食料の一部品目の輸入を禁止している事実そのものが国際社会に及ぼす影響は大きく、風評被害を助長しかねない。このような措置は速やかに解除されるべきだと思うが、政府の見解を示されたい。

また、政府は解除を求めるための取組を行つているのか、具体的に示されたい。

三 現在、政府は、我が国で製造される食品あるいは農水産物が放射性物質に汚染され、健康被害を生じさせるという海外での風評被害の払拭のための取組を行つているのか、具体的に示されたい。

右質問する。

海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問主意書

平成二十六年十一月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問に対する答弁書

輸入制限に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「輸入禁止若しくは輸入制限」の意味するところが必ずしも明らかでないが、我が国の農林水産物・食品に対して放射性物質による汚染に係る輸入規制が行われていると承知している国及び地域は、本年十一月十二日現在、インド、インドネシア共和国、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、ネ

バール連邦民主共和国、パキスタン・イスラム共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、アメリカ合衆国、アルゼンチン共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア多民族共和国、イスラエル共和国、ウクライナ、スイス連邦、ノルウェー王国、リヒテンシュタイン共和国、ロシア連邦、アラブ首長国連邦、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、クウェート国、サウジアラビア王国、トルコ共和国、バーレーン王国、レバノン共和国、エジプト・アラブ共和国、コング共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国及び欧州連合加盟各国並びに台湾、香港、マカオ、仮領ニユーカレドニア及び仮領ボリネシアであり、その数は六十八である。

二及び三について

御指摘の「隣国」の意味するところが必ずしも明らかでないが、農林水産物・食品に係る輸入規制は科学的な原則に基づくべきものであるため、政府としては、日本国内における安全確保のための取組及び安全性を証明する科学的データを丁寧に説明しつつ、このような規制の緩

和・撤廃を求めているところである。その結果、これまでに、オーストラリア連邦等十三か国で規制措置が完全撤廃されたところであり、引き続き、輸入規制を行っている国及び地域に対し、その緩和・撤廃を要請していくこととしている。

循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年十一月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

吉田 忠智

循環型社会形成推進交付金(復旧・復興枠)の交付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明に関する質問主意書

前回答弁書では、「循環型社会形成推進交付

金(復旧・復興枠)の交付方針について」(平成二十

四年三月十五日環廢対発第一二〇三一五〇〇一

号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃

棄物対策課長通知)にいふ災害廃棄物の「受入条

件の検討」には、「災害廃棄物の受入れの可否

の検討」は含まれない」とあつた。では、「受入

条件の検討」とは、市町村、特別区及びこれら

が廃棄物処理のために形成する一部事務組合

(以下「市町村等」という。)が、災害廃棄物の受

入れの可否の検討を終え、受入れを可と決定し

た後に行われるものであると理解してよいか、

政府の見解を示されたい。

二 大阪府堺市では、当該交付金につき、交付の

要望額調査平成二十四年一月その他において

一貫して通常枠及び日本再生重点化措置枠での

交付を要望していることが、同市が情報公開制

度により公開した文書によつて明らかになつて

いる。前回答弁書が復旧・復興枠での交付につ

いて、前年度たる平成二十三年度三次補正予算

に係る追加所要額調査に対する堺市の回答を根

拠としている理由は何か、明らかにされたい。

三 東日本大震災による岩手県及び宮城県の

災害廃棄物についての広域処理事業を実施した

市町村等(以下「岩手宮城広域処理実施市町村

等」という。)を列挙した前回答弁書「九につい

る質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「循環型社会形成推進交付金復旧・

復興枠の交付方針について」(平成二十四年三月

十五日付け環廢対発第一二〇三一五〇〇一号環

境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物

問題主意書(第二百八十六回国会質問一二三号)を提出して答弁書(内閣参質一八六第一二三号。以下「前回答弁書」という。)を得たところである。しかし、前回答弁書においてはいくつかの不分明な点が存在し、また、質問にも意を尽くさない点が

あつた。被災地復興と被災者支援のため、当該交付金の復旧・復興枠及び当該交付税について、不正・不当な交付の有無をただし、また、交付の効果について適切な評価を下すことが必要であることから、これらの点に係る再度の質問が不可欠であると考える。そこで、以下質問する。

一 前回答弁書では、「循環型社会形成推進交付

金(復旧・復興枠)の交付方針について」(平成二十

四年三月十五日環廢対発第一二〇三一五〇〇一

号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃

棄物対策課長通知)にいふ災害廃棄物の「受入条

件の検討」には、「災害廃棄物の受入れの可否

の検討」は含まれない」とあつた。では、「受入

条件の検討」とは、市町村、特別区及びこれら

が廃棄物処理のために形成する一部事務組合

(以下「市町村等」という。)が、災害廃棄物の受

入れの可否の検討を終え、受入れを可と決定し

た後に行われるものであると理解してよいか、

政府の見解を示されたい。

二 大阪府堺市では、当該交付金につき、交付の

要望額調査平成二十四年一月その他において

一貫して通常枠及び日本再生重点化措置枠での

交付を要望していることが、同市が情報公開制

度により公開した文書によつて明らかになつて

いる。前回答弁書が復旧・復興枠での交付につ

いて、前年度たる平成二十三年度三次補正予算

に係る追加所要額調査に対する堺市の回答を根

拠としている理由は何か、明らかにされたい。

三 東日本大震災による岩手県及び宮城県の

災害廃棄物についての広域処理事業を実施した

市町村等(以下「岩手宮城広域処理実施市町村

等」という。)を列挙した前回答弁書「九につい

る質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「循環型社会形成推進交付金復旧・

復興枠の交付方針について」(平成二十四年三月

十五日付け環廢対発第一二〇三一五〇〇一号環

境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物

組合、東京都多摩ニユータウン環境組合及び東

京都東京二十三区清掃一部事務組合である。

また、災害廃棄物の搬出元となつた宮城県か

ら平成二十三年度から平成二十五年度までに公

益財團法人東京都環境公社に交付された額は約

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十九日

参議院会議録第九号 質問主意書及び答弁書

十五億三千九百六十一万七千円であるが、同公社から各地方公共団体に処理費用として交付された額については把握していない。

四について

お尋ねの「岩手・宮城・広域処理実施市町村等が占める割合」は六十二分の七であり、お尋ねの「被災三県以外の交付金受領市町村等が占める割合」は三十二分の七である。

第明治二十九年三月三十一日
種類便物認可

発行所	二東京一〇五番五号行政法人國立印刷局
電話	03(3587)4294
定価	本号一部三三〇円